

平成 3 0 年

第 4 回 飯 館 村 議 会 定 例 会 会 議 録

自 平成 30 年 6 月 8 日
至 平成 30 年 6 月 1 5 日

飯 館 村 議 会

平成30年第4回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	6. 8	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6. 9	土	休 日		
第3日	6. 10	日	休 日		
第4日	6. 11	月	休 会		議案調査
第5日	6. 12	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	6. 13	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順6番） 3. 議案審議
第7日	6. 14	木	休 会		議案調査
第8日	6. 15	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会



平成30年6月8日

平成30年第4回飯舘村議会定例会会議録（第1号）



平成30年第4回飯舘村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成30年6月8日（金曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成30年6月8日 午前10時00分				
	閉議	平成30年6月8日 午前11時22分				
応（不応）及び 招議出席議員並 出席に欠席議員 出席8名 欠席1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐 藤 健 太	○	2	長 正 利 一	○
	3	佐 藤 一 郎	○	4	高 橋 孝 雄	○
	5	高 橋 和 幸	○	6	渡 邊 計	○
	7	佐 藤 八 郎	○	8		
	9	相 良 弘	△	10	菅 野 新 一	○
署 名 議 員	5 番 高 橋 和 幸		6 番 渡 邊 計		7 番 佐 藤 八 郎	
職務出席者	事務局長 但 野 正 行		書 記 高 橋 由 香		書 記 実 沢 滯	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	菅 野 典 雄	○	副 村 長	門 馬 伸 市	○
	総 務 課 長	高 橋 正 文	○	住 民 課 長	細 川 亨	○
	健康福祉課長	齊 藤 修 一	○	復興対策課長	中 川 喜 昭	○
	建 設 課 長	高 橋 祐 一	○	教 育 課 長	村 山 宏 行	○
	教 育 長	中 井 田 榮	○	代表監査委員	高 橋 賢 治	○
	生涯学習課長	藤 井 一 彦	○	農業委員会局長	石 井 秀 徳	○
	農業委員会会長	菅 野 宗 夫	○	選挙管理委員会 書 記 長	高 橋 正 文	○
	選挙管理委員会 委 員 長	高 野 京 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年6月8日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員 8 名、定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 4 回飯館村議会定例会を開会します。

（午前 10 時 00 分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件 4 件、条例案件 4 件、その他案件 5 件の計 13 件であります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第 92 条第 1 項の規定により所管の常任委員会へ付託されました。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。5 月 25 日に産業厚生常任委員会、総務文教常任委員会合同所管事務調査のため環境再生施設を視察しております。また、同日午後、産業厚生常任委員会が所管事務調査のため農業基盤整備事業の現地調査を実施しております。

次に、5 月 7 日、5 月 18 日及び 5 月 29 日に総務文教常任委員会が平成 30 年請願第 1 号審査のため開催されております。

次に、6 月 7 日に議会運営委員会が本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は 6 名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から 4 月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、9 番 相良 弘副議長から欠席届が出されております。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって 5 番 高橋和幸君、6 番 渡邊 計君、7 番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第 2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月15日までの8日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長(菅野新一君) 日程第3、村長提出の議案第44号から議案第56号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長(菅野典雄君) 本日ここに、平成30年第4回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、3月定例議会以降の村の主な動きについてご報告をさせていただきます。

まず、特定復興再生拠点区域復興再生計画であります。村で唯一帰還困難区域でありました長泥地区について、今年の3月に地元長泥地区住民の意向を尊重した当計画書をつくりまして、県を経由して国に申請していたところではありますが、4月20日付で内閣総理大臣から認定がされたところであります。これを受けて、去る5月16日に、国、県、村の三者で組織する飯舘村特定復興再生拠点整備推進会議が設置され、当計画の円滑かつ早期の推進を図ることを確認したところでございます。

また、当計画書と並行して、農地再生のための環境再生事業も実施することになっておりまして、長泥地区の一日も早い復興・復旧と帰還できる環境に向けて国、県、地元長泥地区住民と連携をして取り組んでまいりたいと思っております。

次に、認定こども園、小中学校の再開であります。去る4月1日に改修された飯舘中学校体育館で、認定こども園、それから、小中学校の合同開園・開校式をとり行ったところであります。当日は、多くの来賓出席のもと、園児、児童、生徒合わせて104名がコシノヒロコさんデザインの真新しい制服で堂々と入場をしておりました。来賓や保護者から会場いっぱい大きな拍手を送られておったところでもあります。ほとんどの子供たちは、福島市などからのスクールバスによる遠距離通園・通学のため、園児や低学年の子供たちは大変だろうと思われそうですが、今後、運行路線の一部見直しなども含め、通園・通学の子供たちの負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

また、花まる学習会、笑育、ふるさと教育など、飯舘ならではの教育学習を通して、知・徳・体のバランスのとれた子供の教育に努め、子供や保護者から飯舘村の学校に通ってよかったと思っていただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

次に、いいたてまでいな風力発電建設工事起工式であります。去る4月24日、大火山太陽光発電所敷地内で、いいたてまでいな再エネ発電株式会社主催により起工式がとり行われました。当施設は、既存の太陽光発電の補強施設として設置されるものでありまして、3.2メガワットの風力発電2基を設置するものであります。このことによって、雨天や、冬場の太陽光発電不足を補うことができ、効率的な発電が期待されます。なお、当施

設の完成は、今年の12月ごろで、売電開始は来年の4月ごろを見込んでいるということでございます。

次に、移住定住交流推進対策室設置でございます。移住定住交流施策は、今年度の村の最重点事業として位置づけておりまして、去る6月1日よりビレッジハウス内に対策室を設置をし、当事業を強力に推進することにしております。当面は2名体制から徐々にふえていくということになろうと思っております。なお、今年度の予算に、移住者に対する分譲宅地の支援、住宅の新築支援、空き家の購入支援、新規就労活動支援などを計上しており、これらの支援についての広報活動を積極的に行い、一人でも多くの移住定住者を呼び込めるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、相農飯館校の再生を考える会であります。現在まで、相農飯館校の村内での再開に向け検討してまいりましたが、仮設の飯館校に在籍している村内生徒数がゼロであること、今年から生徒募集を停止したこと、村内に若者の帰還が少ないこと、さらに、県立の場合、定員が3年間2分の1を下回ると即廃校措置がとられるなど、村内での再開は極めて厳しい環境にあるという認識に至りました。したがって、当考える会といたしましては、県立ではなくて、定員や学科、カリキュラムなど、弾力的に運用できる村立高校の設置を模索してまいりましたが、最終的に財源も含め、さまざまな課題、要因が重なり、村立高校の設置は難しいと判断し、5月8日の会議で、残念ではありますが断念せざるを得ない旨の説明をし、了解を得たところでございます。また、委員からは、村立高校は設置できないことになっても、引き続きさまざまな面で村を応援していきたいとの温かいお言葉をいただきましたので、今後、村の活性化策などについて新たな組織を発足させ、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、村の急激な人口減少と超高齢化を考えたときに、待ったなしで実効ある具体策を打ち出さなければなりません。とりわけ、若者をいかに取り込むかがキーワードになりますので、移住・定住、交流策も含め、積極的に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願いするものであります。

それでは、次に、各課のご報告を申し上げたいと思います。

まず、総務課であります。

初めに役場の機構等の改革であります。村の基幹産業である農業再開等の施策をこれから強力に推し進めるために、4月1日付で復興対策課を農政第一係、農政第二係、商工労政系の3係体制としたところでございます。また、3月末日の飯野支所廃止に伴いまして、支所の生活支援係を住民課の中に入れまして、4月より新たな松川第1仮設内に松川事務所を開設し、業務をスタートしているところでございます。

次に、4月22日に村消防団春季検閲式を開催をしました。約100人ほどの団員が活動服に身を包み、自分のふるさと自分たちで守ると、制服や消防ポンプなどの点検に臨んだところであります。

消防団員の確保など、これからいろいろな課題はありますが、役場消防隊の強化なども含め、消火体制のあり方について早急に対策を講じてまいらなければならないと考えているところであります。

次に、5月3日と4日の2日間、飯樋地区で大雷神社遷宮大祭が10年ぶりに開催され、飯樋4区復興祭と銘打ち、帰村した方や避難先から駆けつけた村民らが交流を深めたところでもあります。

次に、5月16日にドイツのハンブルグで開催されたワールドメディアフェスティバルで、村が昨年作成いたしました360度撮影するVR映像、いわゆる仮想現実映像ですが、この「までの心めぐりて」が金賞を受賞いたしました。フェスティバルには37カ国から約800の作品が出展され、村の自然や復興に取り組む村民の姿を記録した作品が芸術面や技術面が特に優れているとして、世界の評価を受けてきたところでございます。

次に、住民課のほうの事業であります。

初めは、浄化槽設置整備事業ですが、30年度に予定した40基のうち、もう既に5月15日で11件の申請が完了し、うち新築が10件あったところであります。

また、おかえりなさい補助金ですが、5月15日現在、289件の申請がありました。高速道路の無料措置のふるさと帰還通行カード、これは5月15日現在、2,725件の申請があったところであります。

次に、この春に実施した不法投棄ごみの回収は、60トンで去年に比べて約10トン少なくなったということでありまして、今後も美しい村づくりを目指してまいりたいと思っております。

次に、税関係であります。5月に固定資産税の納税通知書を2,208通、軽自動車税の納税通知書を3,852通発送しております。このうち減免となるのは、個人所有の家屋や土地の固定資産税が2,012名、使用していないトラクターなどの軽自動車税が814台となります。

次に、松川事務所ですが、村民の帰還状況ですが、6月1日現在の村への帰還者は347世帯、727人、震災後の転入者は66人、これに未避難者といいたてホームの入居者を合わせますと、村内の居住者は419世帯で932人となります。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者が現在283人、それから、福島市に3,040人、川俣町に384人、伊達市に379人、南相馬市に379人、相馬市に241人、合わせて4,944人となっているところであります。

次に、健康福祉課関係であります。

やまゆり保育所の修了式を行ったわけですが、これまでの修了児は17年間で169名が修了していったということでありまして、今年度は9名であります。

次に、総合健診の件ですが、5月8日から5月16日までの8日間、16歳以上の全村民を対象に健康診断をしたところでありますが、昨年比で38人減の1,242人でありました。今年は帰村している村民もふえているということで、村のいちばん館で3日間実施したところ、昨年の2日間の504人だったものが716人にふえたということで、全体の57.6%と多くの村民が受診をしていただきました。同時に、内部被ばく検査も行いまして、多くの村民が受検をいたしました。また、健診とあわせて県立医科大学ふくしま心のケアセンターなどの協力を得まして、よろず健康相談会も例年どおり実施したところでございます。未受検者に対しては、今後も7月から9月ぐらいまでいろいろ電話や家庭訪問などにより年

1回の受診を勧奨し、一層受診率向上を図っていききたいと、このように思っております。

次に、いいたてクリニックでありますが、昨年同様、火曜日と木曜日の週2回、午前中の診療を行っていただいています。利用者もふえて、現在は大体1日8人程度となっております。

次に、帰村された皆様対象に、村内でのお茶会などを実施するサポートセンター事業、いいたてクリニックの施設の一部を借りて多くの皆さん方という、この事業であります。村の社会福祉協議会の運営により開設してまいりました。震災当時住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金事業、これが今現在400件の申請となっております。

3月21日、村の100歳到達者ということで、宮内行政区の大東春子さんに内閣総理大臣及び福島県知事より100歳の賀寿が贈呈されました。村からはお祝い金と記念樹を贈っているところであります。飯舘村では、今までで20番目の100歳でございます。さらなるご長寿をお祈りするものであります。

復興対策課であります。農政関係です。

29年3月末の避難指示解除後、2年目になる今年度も、昨年に引き続き5月8日から田植えが行われました。水稻の作付面積は、昨年度の5地区8名による8.1ヘクタールだったものが、深谷、関沢、小宮、佐須、前田・八和木、上飯樋、松塚、臼石、前田、二枚橋・須萱の12地区21名による約21ヘクタールまでふえたということであります。品種は里山のつぶ、天のつぶ、コガネモチなどなど、主食用の米のこしひかり、あきたこまち、ひとめぼれ、ヒメノモチ、それから飼料米のふくひびき、ホールクロップサイレージ用のチヨニシキ、酒米用の夢の香と、だんだん種類が多様になってきているところであります。

次に、原子力被災12市町村農業者支援事業、いわゆる4分の3の補助事業でありますけれども、これは、そのほかに陽はまた昇る基金のほうで5%上乘せするという形を村でとっているわけですが、29年度末までに延べ48件が事業採択されて、今年度2件が採択され、さらに22件について今現在、県と計画認定に向けての協議を進めているところでございます。

次に、販売を目的としない農業者を支援する農による生きがい再生支援事業、いわゆる生きがい事業であります。これは29年度の実績は160件、今年度は5月末までに64件の申請が上がっております。なお、これらの方々に対しては、各自要望に応じて福島県営農再開支援事業のメニューを活用し、県内の畜産農家から購入した良質な堆肥やイノシシ、サル被害防止用の電気牧柵などの導入を逐次実施しているところでございます。

また、これらの取り組みに並行して、国や県による松塚地区での水田放牧、前田・八和木地区でのカラーの栽培実証、前田地区での除草ロボット実証などが順次実施されているところであります。

また、4月末に農地等の維持管理にかかわる事業の説明会を開催しております。なお、今年度は19地区の農業復興組合に加えて、飯舘村振興公社が農地周辺の草刈り管理などに参画しており、5月中旬からススキやヨシなどの大型雑草の刈り払いと駆除対象を絞った除草散布剤を進めているところであります。

次に、平成30年4月20日に認定されました飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画がありますが、今回認定されました長泥行政区の計画内区域において、国による除染や解体事業が実施されるようになっております。

6月3日に長泥地区の住民説明会を開催いたしましたが、今後、事前調査、同意取付業務を開始し、今年度は長泥コミュニティセンター周辺の居住促進ゾーンの除染及び家屋解体を計画しているところでございます。

次に、長泥地区環境再生事業ですが、今年度は国が実証事業を進めるために必要な除去土壌を一時仮置きするストックヤード、除去土壌を一定の放射性物質濃度で選別する選別ヤードの整備を進める計画であります。

次に、商工労政関係です。

まず、宿泊体験館きこりですが、28年3月に再オープンしたイオラ等の入浴施設については、昨年4月までに1万1,794人の利用があり、村民の憩いの場、交流の場となっているところであります。

また、研修棟の屋根塗装及び駐車場階段の改修を本年3月までに終えたところであります。昨年5月8日に素泊まりの宿泊業務を再開し1年が経過いたしましたが、4月末日までの宿泊者数は2,139人となっております。

次に、東京電力の賠償による飲料水安全確保対策事業ですが、井戸掘削等の平成29年度実績は32件で、今年度は5月末までに20件の補助申請があり、順次事業を進めているところであります。

次に、中小、小規模事業者へのいわゆる4分の3の補助事業であります。平成29年度の実績は24件、本年度は県に対し5月までに5件の申請があり、村では事業費確定後には陽はまた昇る基金による5%上乗せ補助事業による支援を実施してまいりたいと思っております。

次に、国の交付金を受け、村商工会青年部が主催となりまして、地域コミュニティ再生交流事業として、去る4月29日に道の駅までい館において、こどもの日こいのぼりまつりを開催しました。村内外の方々約900名の方が来場し、牛肉の振る舞い、縁日コーナー、ゴーカートなどの催事を楽しんでいただきました。

建設課関係です。

昇口舗装ですが、全体で597件のうち29年度までには454件が完成をしております。現在、繰り越し47件、本年度83件、計130件を発注済みということになります。現在の進捗率は、約78%ということになります。

次に、長泥、蕨平、比叢、八和木・前田行政区の飲料水安全確保対策交付金事業ですが、いわゆるこれは国の施策でということですが、要望件数が85件中、平成29年度までには66件が実施済みで今年度実施予定の8件のうち、2件が実施中で、残りの6件については、随時立ち合いを進め、帰還困難区域の長泥11件を除き今年度完了する見込みとなっております。全体の進捗率は78%になっています。

次に、村営住宅ですが、大谷地団地災害公営住宅は昨年完了いたしまして、現在、16戸が入居している状況であります。今年度は集会所建設工事、通路工事を7月末日まで完了

していきたいと思っております。

桶地内住宅については、現在、造成工事を実施中で、住宅及び集会所建設を含め、今年度完了を目指し、31年度4月からの入居開始を見込んでいるところであります。

村内の住宅入居状況ですが、入居可能戸数69戸に対し、63戸が入居中、手続き中というところであります。なお、6戸については随時受付を行っているところであります。

次に、環境省で実施している被災家屋解体ですが、全体で1,359件の申請があり、平成29年度までに1,008件が完了し、今年度の家屋解体件数351件の工事は5月中旬より工事を実施しているところであります。全体の進捗率は約74%になっております。

次に、営農再開支援水利施設等保全事業による草刈り及び土砂上げは、繰り越し事業により関根・松塚地区内を実施しています。基盤整備促進事業による水路暗渠排水等の事業については、二枚橋地内、関根・松塚地内、深谷地内を今年度実施する予定になっております。また、伊丹沢、前田、飯樋町、前田・八和木、大久保・外内、上飯樋地区は、今年度測量設計を実施し、来年度以降工事を進めてまいります。

昨年度からの継続事業、農業集落排水草野地区処理施設機器更新工事については、施設を稼働しながらの工事ではありますが、今年度完了に向けて計画どおり実施中であります。

次に、教育関係です。

学校の村内再開についてであります。先ほどお話ししましたように、計104名の子供たちが学校に通っているということでもあります。村内での学校の再開に備え、飯館中学校の大規模改修を進めていたところですが、ほとんどが建物以外のところはまだであります。スタートしているということで、4月1日の体育館での開校式、開園式ということになったわけであります。

4月6日には合同入学式をやりました。そして、村での新しい学校生活が始まっているところであります。なお、小学校用の体育館と給食センターの完成は7月中を見込んでおります。また、屋内プール、前庭、グラウンド整備もそのような状況であります。8月12日にスポーツ公園エリアのこけら落としも兼ねて、学校エリアとあわせグランドオープンイベントを予定しているところであります。

次に、園、小中の運動会が5月19日にありました。朝からの雨模様でしたが、中学3年生や保護者の協力によって、グラウンドの水を除いて、3種目目から校庭での競技になったところであります。大勢の方が来られて、保護者も加えての趣向を凝らした競技種目に盛んに拍手が送られていたということでもあります。

生涯学習関係、陸上競技場、サッカー場、これも7月末の完成で、8月12日のグランドオープンに向けているということでもあります。特にサッカー場については、サッカーJリーグのJ3福島ユナイテッドの下部組織であるアンダー13、14のチームがリーグ戦の会場として使用したいなど、村外からの問い合わせもいただいており、今後、利用の増につなげていきたいと思っております。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明をいたします。

議案第44号は、平成30年度飯館村一般会計補正予算（第2号）であります。

既定予算総額に34億3,117万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を130億

7,367万8,000円としたところでございます。

歳出の主な内容は、議会費に14万5,000円、総務の中の総務管理費に22億5,667万5,000円、民生費の社会福祉費に728万2,000円、児童福祉費に329万8,000円、衛生費の水道費に486万2,000円、農林水産のほうで農業費に8億6,394万9,000円、林業費に1億4,372万3,000円、商工費に2,651万円、土木費の中の道路橋梁費に901万8,000円、住宅費に9,843万円、消防費に106万4,000円、教育費の教育総務費に409万9,000円、小学校費に778万7,000円を計上したところでございます。

歳入では、地方交付税、国県支出金繰入金、繰越金などを充てているところでございます。

議案第45号は、平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)であります。

既定予算総額に3億1,586万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を12億8,651万円といたしました。

議案第46号は、平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

今までの予算に1,150万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億2,459万8,000円といたしました。

議案第47号は、平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。

当該年度の介護保険料の減免措置に伴い、財源構成の措置を講じたところでございます。

議案第48号は、飯舘村使用料条例の一部を改正する条例でございます。

これは、いいたてスポーツ公園の施設の追加によりまして、使用料の改定を行うものであります。

議案第49号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

この改正は、平成30年度から適用する国民健康保険税、後期高齢者支援金及び介護納付金課税額について、税率及び軽減額を定めるものでございます。

議案第50号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正は、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する平成30年度の国民健康保険税について、引き続き減免することを定めたものでございます。

議案第51号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対し、介護保険料を減免するに当たり、前年度に引き続き、平成30年度の保険料も対象とすることを定めたものでございます。

議案第52号は、桶地内団地建替工事請負契約についてでございます。

6月1日に7社による指名競争入札を行った結果、株式会社英工務店が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、請負契約金額は、4億500万円でございます。

議案第53号は、飯舘村学校等再開整備事業工事第1工区の請負契約の変更についてであります。

平成29年4月28日付で庄司・石川特定建設工事共同企業体と工事請負契約を結んでいたところですが、工事を進めてきましたが、現場精査の結果、中学校校舎の改造及び認定こども園の整備費等がふえましたので、当初の工事請負額を1億3,365万9,720円を増額する請負契約の変更について、皆様に議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は21億9,194万7,480円でございます。

議案第54号は、飯舘村学校等再開整備事業工事第2工区請負契約の変更についてであります。

この契約は、古俣・大丸特定建設工事共同企業体と工事請負契約を結んでいたところですが、現場精査の結果、中学校プール整備及び中学校工程改修費などが増となりましたので、当初の工事請負額を7,332万6,600円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。変更後の契約金額は14億5,698万6,960円ということでございます。

議案第55号は、飯舘村スポーツ公園整備工事請負契約の変更についてであります。

スポーツ公園の中でも土木のほうでございます。これも29年の5月10日付で仙建工業・小林土木特定建設工事共同企業体と工事請負契約を結んで工事を進めてきたところですが、現場精査の結果、転落防止柵整備費などが増となりましたので、当初の工事請負額を227万160円増額する請負契約についての変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は、12億1,064万1,120円でございます。

議案第56号は、大倉辺地にかかわる総合整備計画の変更についてでございます。

これは、村道小滝大倉線の整備の財源に充てるべき地債の額が確定したことにより計画を変更するものであります。

以上が今定例議会に提出いたしました議案の概要であります。それでは、どうぞよろしくご審議の上御議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案議案の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時43分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時22分）

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時22分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月8日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 高 崎 和 幸

同 会議録署名議員 渡 邊 紘

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

平成30年6月12日

平成30年第4回飯舘村議会定例会会議録（第2号）



平成30年第4回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成30年6月12日（火曜日）					
招 集 場 所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成30年6月12日 午前10時00分				
	閉議	平成30年6月12日 午後 2時41分				
応（不応） 招議及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 8名 欠席 1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐 藤 健 太	△	2	長 正 利 一	○
	3	佐 藤 一 郎	○	4	高 橋 孝 雄	○
	5	高 橋 和 幸	○	6	渡 邊 計	○
	7	佐 藤 八 郎	○	8		
	9	相 良 弘	○	10	菅 野 新 一	○
署 名 議 員	9 番 相 良 弘		2 番 長 正 利 一		3 番 佐 藤 一 郎	
職務出席者	事務局長 但 野 正 行		書 記 高 橋 由 香		書 記 高 橋 琢 子	
地方自治法の 第121条の1 の規定による 説明のため 出席した者 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	菅 野 典 雄	○	副 村 長	門 馬 伸 市	○
	総 務 課 長	高 橋 正 文	○	住 民 課 長	細 川 亨	○
	健康福祉課長	齊 藤 修 一	○	復興対策課長	中 川 喜 昭	○
	建 設 課 長	高 橋 祐 一	○	教 育 課 長	村 山 宏 行	○
	教 育 長	中 井 田 榮	○	代表監査委員	高 橋 賢 治	○
	生涯学習課長	藤 井 一 彦	○	農 業 委 員 会 長	石 井 秀 徳	○
	農 業 委 員 会 長	菅 野 宗 夫	○	農 局 選 挙 管 理 委 員 会 長	高 橋 正 文	○
	選挙管理委員会 委員長	高 野 京 子				
事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年6月12日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員 7 名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6 月 8 日に総務文教常任委員会が平成 30 年陳情第 2 号、第 3 号審査並びに所管事務調査報告取りまとめ等協議のため、同日産業厚生常任委員会が所管事務調査報告取りまとめ等協議のため、それぞれ委員会が開かれております。

次に、1 番 佐藤健太議員から本日から最終日の会議について欠席の申し入れがありました。以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、9 番 相良 弘君、2 番 長正利一君、3 番 佐藤一郎君を指名します。

◎日程第 2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第 2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。4 番 高橋孝雄君。

4 番（高橋孝雄君） 皆様おはようございます。6 月の定例会の中で質問をさせていただきます。

質問の前に、まず未曾有の災害から 7 年が過ぎました。振り返ってみますと、何の足跡も残らないような生活をしてまいりましたが、震災中に亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈り申し上げて、質問に入らせていただきます。

3 点ほどございます。まず、1 点目、太陽光発電の設置の支援についてでございますが、現在村で飯舘電力株式会社 1 社のみが太陽光の取り扱いをしておるわけでございます。他の業者と違って、やはり信頼の置ける村民の社長でありますので、この飯舘電力に対しては、村民の中で約 50 名ほどの出資を募って立ち上げた会社でありますので、村として何とか普通の企業並みにご支援をいただければなど、このような思いで質問をいたしておるわけでございます。

太陽光発電の設置に対する支援についても伺います。現在の先ほど申し上げた里山の中にある原野等に次世代型エネルギー太陽光発電の設置に対して、地元業者を応援すべきと、村としての考えを伺いたいと。これは、1 の①ですか、2 つになっておる問題は 1 つでございます。

そして、3点目は現在工事中の暗渠排水の工事についてでございます。現在工事中の暗渠排水工事に使用している材料のパイプは、細過ぎる上に、パイプの中に波があるので、洪水がたまりすぐに詰まる。素焼きの土管に変えることはできないものか伺いたいと、この3点をお願いしたい。

村長（菅野典雄君） 4番 高橋孝雄議員の質問にお答えをさせていただきます。

太陽光発電の設置に対してということでありまして、次世代エネルギー太陽光の設置に対して、いろいろ地元もやっているのに応援すべきではないかというご質問であります。

原発被災者である本村にとって、再生可能エネルギーへの転換は、大変重要な課題であり、先駆的に取り組んでいっているところでございます。

まず、今村では原発に頼らない電源を転換の第一歩として、大火山の飯舘牧場跡地に東光電気工業株式会社と共同で出資をいたしまして、いいたてまでいな太陽光発電株式会社をつくりまして、太陽光発電所を設置し、平成29年の3月から売電を開始しているところでございます。

また、この地において、今年度4月には日本初のクロス発電、いわゆる太陽光の中に風力を入れて、太陽光の電気を最大限に売ろうということであります。そのクロス発電となる風力発電設備の設置をスタートしているところであります。これは、まさに飯舘村が今進めているまでライフというのと、非常に一致をするというところで、村としても積極的に応援をしていきたいと。あるいは、出資の1事業として進めていきたいとこのように思っているところであります。

さらには、村復興整備計画による深谷地区の復興拠点及び関根松塚地区にも太陽光発電設備を設置、または設置の支援をしてきたところでございます。これら発電所からは、売電収入により、村に対し配当金が支払われるほか、事業所からの協力金や寄附金、税金、土地の賃貸料が村や地域に納められることになっておりまして、平成29年度実績では、配当金は3,840万円、それから寄附金が2,000万円、それから協力金が3億2,340万円、その他税などが村に入っているところであります。これらは、これから村が人口が少なくなり、交付税がなかなか大変な状況の中で、貴重な財源であり、基金に積み立てるなどしてこれからの復興のために活用することとしているところでございます。

なお、地元電力業者への支援というお話でありましたが、未利用地の里山等の牧野、原野を利用した太陽光発電については、理解するものであります。国、県道、あるいは村道周辺の農地や雑種地に設置することは、景観上極めていいとは思っておりません。特に、村は日本で最も美しい村連合に加盟をしており、ごらんのような状況の中でも、連合のほうからの特段の配慮で、今見ていただいているところでありますので、一定の景観は守る必要が村としてはあるということでありまして、したがって、村のそのような考え方を理解した上で、事業を展開する業者については応援してまいりたいと考えておりますが、村では後々のことも考えて進めていかなければならないというのが、村の立場でございますので、そういう意味からするとその辺の理解が少ない業者については、なかなか応援というわけにはいかないのかなと、このように思っているところであります。他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。

以上です。

農業委員会局長（石井秀徳君） 私からは、2点目の農地転用の簡素化についてお答えをさせていただきます。

荒廃する場所の悪い農地について、農地転用の手続を簡素化し、その土地をソーラー発電として利用させてはどうかとのおたかしであります、村は農業生産基盤である農地については、将来において国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であると位置づけ、農地法により農地以外に転用することを規制しているところであります。

農業委員会としましては、荒廃のおそれのある農地については、転用ありきではなく、荒廃しないようにするため、地域での話し合いや農地中間管理機構などへの貸し付けなど、農地として活用を最大限に考える必要があるというふうに考えております。

しかしながら、やむを得ず農地保全が難しい場合につきましては、ご指摘の太陽光発電など、他の目的に転用することも必要かと思われます。

なお、農地転用の手続の簡素化についてであります、農地の転用につきましては、農業委員会の農地法に基づく転用申請書の提出をいただき、農業委員会で審査を行いまして、意見書を付して県のほうに提出をし、県知事が許可をするといった流れになっております。許可申請に係る資料につきましては、その目的が達成できるかどうか判断する上で、最低限必要となりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 4番 高橋孝雄議員の3村内農地の暗渠排水工事に使用している材料のパイプは細過ぎる上に、パイプの中に波があるので、渋水がたまりやすくすぐに詰まる、素焼きの土管に変えることができないかのご質問についてお答えいたします。

現在、暗渠排水工事を実施している給水管の仕様については、表面波状のポリコルゲート管、口径50ミリのダブル管を使っております。ダブル管の中については、波状ではなくて、ストレートの状態になっております。それを、単粒碎石で覆いまして、暗渠排水としての構造になっております。

本工事は、再生加速化交付金事業を活用しておりまして、土地改良事業計画設計基準に基づいて、計画設計をしなければなりません。当初は、口径75ミリの要望で実施しようとしたのですが、設計基準や他市町村との整合性もあり、口径が50ミリメートルとなった経緯があります。材料については、施工性、経済性にも安価なポリコルゲート管が主流となっております。また、素焼き管の口径は75ミリからしかありませんので、計画の50ミリに当てはまらないということもありました。

本事業は、国の交付金事業であり、基準以上の施工を実施することはできないため、現在の口径と材料になっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

4番（高橋孝雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

1の1、次世代エネルギー、この村としての考えとしては、確かに道路とか人の目につくところに建てれば、それは景観が悪いと申されますが、今現在どこへ行っても道路側に

建っているのが現状でありますし、そして、私が申し上げたいのは、やはり信用できる業者でなかったら、村に後で放置されたら大変なことになると、そういう意味でも何とか地元の飯舘電力のほうに村としていろいろなアドバイスとか何か、そういう応援をしてほしいなという考えで質問させていただきました。

この問題につきまして、村として何とか積極的に応援していただくような、そういう考えはないのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 一番先にいいたてホームの土手を貸していただきたいという話でありました。全くそこは使わないでいたわけでありますから、一番先にいいですよということで使っていただくことにした。ですから決してやぶさかではないわけでありますが、多分私の記憶違いかどうかわかりませんが、県からの補助事業をいただいて、太陽光をやっても下の農地はしっかりと使うことが条件になっているというふうに聞いたような気がございます。そういう意味では、なかなかそう簡単ではないのではないかなと、3年後にもしそれが使われていなかったら、場合によっては取り消しということもあるという話を聞いたことがあります。いずれにしても大切な農地であり、きちんとした管理をしてもらう、あるいは今言ったように、ここはどうなのかという状況の景観上か何かを総合的に見ていただく、今まで村がかかわってきたところは全てそういう判断の中で、全てが100%にはなっておりませんが、そういう中で一緒にやらせていただいたり、あるいは許可をさせていただいているということでありますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

4番（高橋孝雄君） 村長からの説明は、まさにそのとおりであると思います。しかしながら、やはり今心配された予定どおりの作業をしないで放置する、そういうことは村の業者ではないとこのように考えております。普通のたちの悪い業者が入ってきた場合には、それも考えられますが、飯舘の業者であればそういうことは100%ないと、顔の見える業者であると、このように考えております。この点については一応打ち切りまして、2番目の荒廃する場所の悪い農地についての農地の転用、現在村内をずっと回って見ますと、本当に山里の農地、木が生えて、水がたまっていて、ほとんど農地としては利用できない、そういう田畑がいっぱいあります。そういうところに50キロ以下のソーラーシステムを設置させて、そしてその土地を手入れさせれば、かなり農地の荒廃はとまるのじゃないか。このままでいったら、場所のいいところは復興組合でも何でも作業できます。しかしながら、この山里の泥炭みたいなところの田んぼ、畑は誰も手がつけられない、しかも機械も入れないから、農作業もできない。そういうところになれば、農地の転用を早く簡単に済ませる方法、それもありませんでしょうか。お尋ねします。

農業委員会局長（石井秀徳君） ご心配されます山里のなかなか管理がしにくい農地につきましては、農業委員会としましても現実としてあるというふうに認識をしております。ただ、ですから先ほどお答えさせていただきましたように、荒廃するからすぐに転用というふうなことではなくて、地元の農業委員を初め、地域の農家の方々とまず話し合いをしていただいて、管理できる、できないも含めてそういった部分をまず地域で話し合っていて、農地を農地として使っていただくことを大前提に考えていただきながら、どうしても

ほかに使ったほうがいいよというふうな部分になれば、例えば植林をして山に返す、あるいはご指摘のように太陽光発電というふうなこともあろうかと思しますので、それについてはまずは地域で話していただくというのが大前提かなと思うのです。

なお、農地を転用する際に、いわゆる一種農地と言われる農業基盤、基盤整備した土地であったり、あるいは一団地として一定のつながりを持った10ヘクタール以上の農地、場所が悪くても、そういったところに付随していると、県では農地法上一種農地という判断になります。そういった部分については、原則転用が不可ということになりますので、それ以外の農地でしたらば、そういった部分転用も可能かというふうに思われますが、先ほど村長が答弁されましたように、景観にも配慮した部分が必要かなと思しますので、そういった部分も配慮しながら、今後考えていかなければならないというふうに思います。

以上です。

4 番（高橋孝雄君） それで、私の部落にも2人ほどおって、私はもうやらないんだと、今除染終わってから5年して田んぼにこんな太い葉茎が生えていますね。そういう田んぼが約2町歩ぐらいあるんです。そういうところを何とかソーラーでもして、荒廃をとめないで、そのまま荒れ地になってしまうと、農地どころじゃなくて山になってしまうと、そういう心配からお伺いしたわけでございまして、何とか現状を見て、それで農地転用できないものか、その点をお願いします。

農業委員会局長（石井秀徳君） もちろん農業委員の業務としましては、農地利用の最適化というふうな部分が最大の業務として位置づけられております。そういった部分を含めまして、今後今年7月には新体制というふうなことでスタートするようになりますので、新体制になりましたら、そういった部分を含めて現地確認をしながら、地域の方々と話し合いをしながら、どういった方向がいいのか、検討してまいりたいというふうに思います。

4 番（高橋孝雄君） そういうことで、じゃあ農地のほうはそれで何とか前向きにひとつ、検討と勉強をしていただきたいと、このように考えます。

次に、3点目の暗渠の件でございます。先ほど課長からお話ありましたように、国の事業で決まっているんだということでございますが、私も農業をやって40年も過ぎます。暗渠の詰まりというのは本当にひどいもので、ポリコルゲート管というのは波があって、あれに波がたまるとすぐに詰まるんです。それで何回も苦勞して、やはりこれはこのパイプでは役に立たない、かえってところどころ吹き出して農地を悪くする。だから、素焼きの土管に何とかできないものかということで今お話をしたわけです。

実際的に私は全部コルゲート管のをとって、土管にしたんです。そうしたら、本当にきれいな水がはけていいんですが、コルゲート管がたまに残っているところは、途中で水が噴き出して、本当に農地が荒れてしまいます。これから、機械が大型化すればするほど、そういう傾向が出てきますので、何とか土管だけ、受益者が負担をしてもいい、何とか3本入れるところを2本にしてもらってもいいから、何とかできないものかなと。そうでないと、これから機械利用の農地ができなくなるんじゃないかと、このような考えから質問させていただいています。

建設課長（高橋祐一君） 現在のコルゲートの波状の部分でいきますと、なかが詰まるという

ふうなご意見であります。表面は先ほど言いましたように波状にはなっていますが、中がストレートの管になっています。ただ、やはり50ミリという部分と、水質によっては渋水で詰まってしまうというふうな懸念がございます。そういうところもいろいろ説明をしながら、どうにか75ミリというふうな話もあったんですが、なかなかやはり基準どおりにはいかないと、基準以外の施工はできないというふうな経過になっております。

その後、受益者負担というふうな話もありましたが、現在実施している単価、例えば今の土管のほうにした場合だと、大体1町歩当たり40万円ぐらい変わってくるというふうなことで、そういうふうな地元負担が妥当なのかというふうな検討もしなくてははいけないし、あと今後そういうふうな実績ですね、やはりそういうもの等で協議をしながらできればなというふうには思いますが、現在のところはほかの市町村との整合性もあってなかなか難しいところがあります。その受益者負担という部分を少し考えながら、ちょっと検討していきたいなというふうには思っております。

4番（高橋孝雄君） 何年か前に村で助成半分ぐらい出して、暗渠の入れかえをさせた経緯がございます。私もその事業を利用して、今やっているところもほとんど乾いていて、大型機械が入ってもびくともしない排水になっています。しかし、これからやる、この前見せてもらったような須萱の柔らかい田んぼ、そういうところはあのパイプでは無理があると、このように思います。幾ら砂利を入れても、恐らく二、三年で詰まるのがおちだと、このように考えます。

私も暗渠についてはいろいろと苦労してまいりました。コルゲート管使ったやつから、それから穴のあいたビニール管、またそのままストレートの管といろいろ使いましたが、やはり土管に勝る排水の材料はないと、このように考えておりますので、何とかできないのであれば、困ったもんだなとこのように考えます。現在、素焼きの土管は新潟県でしか焼いていないので、そこから取り寄せて、やった経緯がございまして、農協が頭で取り寄せてくれました。それで、私も800メートルぐらいの暗渠を入れて、今成功しております。

今後もやはり大型機械で作業するに当たっては、柔いところはほとんどみんな嫌うわけですから、そしてものをつくってもできないのです。特に、これから転作奨励金がないとしても景観作物だけで、恐らく農地を守りたい、何かつくって売らなきゃならない。しかしながら、柔いところでは何もつくれないのです。ソバつくるにも、何つくるにも絶対に柔くては。第一働き手が場所の悪いところは嫌うんです。ですから、どうせやるならば、しっかりとした基礎をしっかりとって排水をすべきじゃないかなと、このように考えますが、国の予算、これ以上は絶対無理だというのであれば、何かいい方法はないものでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） やはり素焼き管の性能的には、かなりよかったのかなというふうには思いますが、現在暗渠排水工事を進めているわけですが、やはり施工上の部分も多少ありまして、素焼き管の場合だと大体1日100メートル、コルゲートだと200メートルということで、倍の施工能力で施工が進むというふうなこともありまして、今回一部分ですが、村内全域をこれから何百町歩というふうになってくる中で、果たして早期にできるかというふうな問題もあります。

それと、できるということはなかなか言えませんが、以前の村単事業でやっていた部分については、補助金というふうな形でやっていたので、本人の意思で材料の手配とかしてもらったという経緯もありますので、そのときの基準とはちょっと違うということのご理解と、地権者と現場のほうでいろいろ協議をしながら、工作、大型機械が入れるような農地にしていきたいというふうに思っています。

4 番（高橋孝雄君） やはり以前の村で半分出したような助成事業は今後ないのでしょうか。無償でやっていただいても、余り効果のないことについては、私は余り賛成もできませんし、もし自分もやるとすれば、5割の補助でも材料代だけもらえば自分でも入れられると、そういう人もかなりいるもので、その点は村としてそういう考えはないのか聞かせてほしいです。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、この7年、8年農地を使わなかった、それに対して国が今環境省の事業で、少しでも補おうという事業の中で大々的に村全体を今それぞれ地区の皆さん方とご協力をいただいてやっているという中でありますので、やっぱり残念ながらほかの自治体との兼ね合いなり何なりがあって、その基準で進めなければならないと、こんなような状況のようであります。

そういう意味ですから、とりあえずここ何年かの間に急いで最低限の使える状況にした上で、なかなか思うにいかないというところも出てくるかなという気はしますから、そのときは今申したように、ほかの自治体と関係なく、国の事業などを使って村のほうでも補助を出して、それをもう一回やるということも将来は可能ではないかなという気はしますが、この災害の対応の中でということになりますと、なかなか村だけが、あるいは個人だけが単独という形は難しいのではないかなと思いますので、今のお話、まさにそのとおりだと思います。無駄な形をやっているのかという思いもありますけれども、何せ今急いで放置されたり、あるいは除染によって全く水の通らないところを何とか通してやらなければ、作付にはならないと、こういうことでありますので、ご理解をいただきながら、その意見は村として、これから先の意見として聞かせていただくという形にとらせていただければと思います。

以上であります。

4 番（高橋孝雄君） できるだけそういう方向をとっていただきたいと思います。

私の質問は、以上で終わるわけですが、実は行政事業の件でいろいろと私が申し上げたいこともございます。というのは、実は助成事業で取り組んだ飯館高校の件も、国の助成ということで、この前オオタさんの祝賀会のときに県連会長のネモトさんと、それから復興大臣の吉野さんに、「高橋くん、せっかく予算をつけてやったのにどうして返して寄こすんだと、要望、陳情山ほどあって、その中から選んで出しているのに、それ返されたら次の要望が通らなくなるじゃないか」と、こうはっきり言われました。「私は村長ではないんだからそんなこと言われてもしようがない」とこう言ったのですが、やはり国が予算つけたやつは、これはきちっと消化をしていかないと次の予算がとれないというのは、私じゃなくて村長もわかっているとおりでございます。

ですから、村をまた再生をするためには、やはり自主財源の少ないこの飯館村において

は、その助成事業を最大限に活用するのが村の復興、再生につながるとこのように考えます。そういうことで、今後議場の皆様、村民一丸となって、村の復興再生に力を尽くして、震災前の美しい村に戻して、未来の子供たちにつなげる、そういうむらづくりをしてほしいなど、こうお願いをして私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで高橋孝雄君の一般質問を終わります。

続いて、7番 佐藤八郎君の発言を許します。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。第4回定例会に当たり一般質問をいたします。

村民の生活をめぐる社会情勢は、安倍政治の暴走を拡大する貧困と格差であります。一方で、戦争法、南スーダンへの自衛隊の派遣、そして年金がカットされる法、カジノ解禁法、昨年には共謀罪成立、しかし7月には核兵器禁止条約が国連にて採択の中、日本は不参加で反対をしたのであります。

私たちの暮らしを見ると、入院ベッドの削減、入院部屋代の引き上げ、75歳以上の窓口負担を1割を2割に引き上げ、本年より国保の都道府県化とし、国保支出費1,700円の縮減、要介護1、2を保険外にして利用料を1割から2割に引き上げ、これまでの自己負担限度額の引き上げもし、年金は物価下落月にも削減、そして支給開始年齢の引き上げ、憲法25条における生存権、生活保護でも年齢や母子加算の切り捨て、扶助基準、医療扶助などの見直し、保護費削減と給付費見直しと社会保障の改悪の連続をされているわけであり

ます。

このような社会情勢の中、国、東電、言いなりの村執行のために村民にとって見通しも目標も放射能と同じく見えないものになっております。この間の村民の声、願いに応えるために、5項目13点について質問提案をいたします。

健康で暮らすことが一番という村民が多い中で、国の言うとおりに避難解除したことにより、多くの方々が村内労働しています。自然環境のモニタリングや計測している実態がありますが、人の体に対応した計測はどうされ、放射能被ばく数値は実態をつかんで健康事業推進しているのか、伺うものであります。

次に、この春より園、小、中の通園、通学と村内での生活がありますが、子供たちの放射能被ばく実態数値と、計測方法、さらに施設周辺環境で放射能測定と実態数値をどのようにし、把握され、結果としての数値は幾らになっているのか、広く村民に周知すべきであります。

次に、帰村されている方々への被ばく計測の方法と、これ以上放射能を被ばくしないための施策はどのように立てられ、帰村されている村民の方々に周知されているのか伺うものであります。

次に、原発事故があり、危険で住めない飯舘村とされ、避難し、継続中、帰村した方、二重生活など、村民の生活形態いろいろありますが、この間の自殺、孤独死、並びに死亡人数と主だった死亡要因をどのように実態を把握され、分析をし、健康づくり施策に活かしているのか、伺うものであります。

次に、過去の放射能事故で証明されているように、年数が過ぎるほど動植物、人に発症していく放射能被ばくですが、予防や検診、治療として医療費、病気の問題となりますが、

医療手帳とか無料化継続についての村の考えと、国などへの要求実現を図ろうとしてどんなことをされ、どういう進捗状況なのか伺うものであります。

次に、生活基盤の改修についてですが、先ほど高橋議員からもありましたように、放射性物質は危険毒物を大空から村中にまかれたわけでありまして。隔離するのが除染でありますけれども、復興の一番先にやることとして村が取り組んでおりますけれども、村全体の約15%を除染して終わろうとしているのが現実であります。

ここでは、農地基盤について伺います。田畑の地下に生産にかかわる水管理施設の暗渠があるのは、村でもそれまで進めた事業の中でおわかりでしょうが、避難して管理できないことにプラスして、除染により使用不能としたのであります。営農再開に当たっては、危険に破損した暗渠、土地力に対してどのように国に修繕、弁償させていくのか、村の覚悟と国への要求実態をお聞かせ願いたい。

次に、避難解除要件として、放射線量の低下ということがありますが、空間線量のみの安易な調査ではなく、放射性物質という危険物が村全土、山、田畑全てに落ちたわけでありまして、土壌検査を徹底して行うことで、危険なものをもとから断つということになるんじゃないでしょうか。そのことを計画も含め、どのようにされていくのか、村民にきちんと周知すべきであります。

次に、インフラ整備とは何か。何回か私の一般質問の中で、電話、水道、電気が来ている、コンビニが2つ開業した、道の駅がある、などと言っておりますけれども、全国の他の市町村、隣近所の市町村を見ても、インフラ整備とはそのようなものだけがインフラ整備ではありません。そのインフラ整備そのものについての村長の考え方と、帰村された村民を中心として不満の声や要望が多いと思いますけれども、その実態にどう村は応えていくのか、伺うものであります。

次に、生活・生業の復元されていないのが現状にあります。一方的な経済的損害打ち切りではないのか。さらに、放射能にかかわる基準も1ミリシーベルト未満を20ミリシーベルトという20倍、危険放射能汚染物を100ベクレルを8,000ベクレルという80倍というふうに国は自分の都合のよい基準に引き上げておりますけれども、村もそれは正しい引き上げだというふうに思っているかどうか。安心・安全基準を村民の合意、村民の立場に立って実現するような施策を伺うとともに、国への要求をきちんとすべきだというふうに思います。村に除染しないで残されている約85%の未除染地にある放射性物質も村民にとっては問題であるし、除染しての汚染物の処理が当初の計画と現状、今後の計画ときちんと村民に、いつ片づくのか、どのような方法で、どこに、持っていった後はどのように、村全体が復元されるのか、きちんと示すべきであります。

放射性物質を入れたフレコンバックの材質保証、多くの村民は心配しています。最初に入れたフレコンバックはもう破れているのではないかと。つったら何十%破れるものか、入れかえを必要とするのかなど心配が絶えませんけれども、今度長泥で検証事業として汚染物の何割までをその土地に置こうとしているのかわかりませんが、まだ実証段階ですから、しかしながら、多くの汚染物を集めながらその何割かを村内に戻そう、そのまま置いてしまおうというこの加害者である国、東電のやり方を私としては村民の多くは認め

るわけにはいかないと思います。そういう意味で、これまでの使用時期、数、価格、破れない保証など、それを年度ごとにきちんとされ、心配している村民に示すべきであると思います。

私たちが何をしたわけではなく、自然豊かな村で、村長が言われた美しい村と指定されるようなコミュニティあるお互いさまの暮らしをしていた人生があったのですが、原子力発電所事故によって、大空から放射性物質が飛散されたことによって、私たちの人生全てが奪われたのであります。この受けた損害を村はどう考えているか。村民のために何をしてくれるのか。行政の役割と責任を示していただきたい。

村長は、2年目に私は核の旗手になるものではないし、国で決めた損害賠償に従ってやるだけだというお話もありましたけれども、村長は被害を受けた村民の代表者であります。代表者が加害者にすり寄ってばかりでいいのかどうか、避難解除になった今こそ問われる時期だというふうに思います。避難解除や損害賠償を進める中で、村長の言う生活支援とは何か。村民全ての方々に理解できる施策を示すべきであります。村に戻った子供と、村の用意した学校施設を活用しない子供に差をつけるようなやり方ではなく、村に籍を持つ村民全てに公正・公平な行政執行を求め、発言いたします。

村長（菅野典雄君） 多くの質問がございますが、損害賠償支援というのが最後にございますが、それを私のほうからお答えをさせていただいて、他はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

損害賠償、2つありますが、関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。損害賠償に対する村の姿勢ということであります。国が示した方針に従いながらも、村民の意見を聞きながら、村民にできるだけ有利になるよう、国や東京電力と協議をしてきたところでありまして、対応をしてきたつもりであります。それが全ての全てであります。なかなかかわっていただけないかもしれませんが、あえて具体的にお話をしますと、飯館村にはかなりの牧草地がございますが、畜産の村ですから、牧草地は畑と同じですよという話で、畑のかなり高い値段の賠償でそれぞれ牧草地はいただいているはずであります。それから、帰還困難区域以外の住宅確保損害賠償も、これもやってきたところであります。約600件の昇口舗装もほぼ不可能という中で、今あちこちのところが舗装をされている、これも飯館村が村民の立場を考え、これだけ大変な思いをしているわけでありまして、少しでも、1つでも2つでもやっぱり村民が普通だったらできないことができたんだなというふうにしてあげるのが、私たちの村の立場、こういうことであります。

避難解除に当たって、4行政区が準備区域というのがございました。そこは賠償についても全く居住制限や困難区域とは違う考え方であったわけでありまして、少なくとも役場が帰らない中で、4行政区だけどうぞ下がりましてから帰っていいですよという話は、私はできませんからねということで、準備区域も居住制限と同じような形でずっと賠償が来ているというのもあるわけであります。つまり、6分の3からスタートを準備区域もしているということでもあります。なお、その他の区域、困難区域は6分の6、6分の5というのもつくらせていただきました。

そのことによって、残念ながら4行政区は飲料水確保がだめだと、こういうことになっ

たわけでありますが、それもそんなわけにはいきませんでしょうということで、いわゆる他の地域は電力会社の賠償で井戸掘りをしています、この4行政区、長泥、蕨平、八和木・前田、比曽はまさに国の事業を入れさせてやっているということでもあります。

まだまだいっぱいありますが、例えば蕨平のご理解、あるいはその他のご理解をいただいて、焼却炉をつくらせていただいたことによって、今大体1,300戸、4,500の建物の解体事業、つまり津波で半壊、地震で半壊とこの事業を飯舘村に当てはめさせていただいて、今建物の解体も進んでいる、それによって新築であったり、あるいはリフォームも進んでいるということでもあります。ですから、決して村民のためのことを全然考えていないなどということは、あり得ない話です。行政として、長として、村民の立場で考えるというのが我々の立場であります。

一方で、国の基準では納得できず、村民個人、あるいは団体で原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRへの申し込みを行った方もおりますが、これは制度的に認められている申し出でありますので、村としては何ら拒むことではございませんので、これまでもどうぞということで認めてきたところでもあります。ただ、少なくとも村は組織としてあるわけありますから、他の自治体のことも考えていかなければなりませんので、自治体として自分の自治体だけくださいという話は、やはりなかなか言える形ではないのではないかとということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、賠償はいつまでも続くということにはならないわけありますので、むしろこれからは生活再建に向けて頑張ってください方を支援する制度こそが、国として必要ではないか、以前から国のほうに提案をしてきたところでもあります。

ということで、2番目の質問であります、生活支援とは何かという質問であります、具体的には営農事業やあるいは企業再開、そういう希望をする人のために、私たち思ってもみなかった1,000万円、あるいは3,000万円までの4分の3の補助事業が入ってきました。ということで、大変ありがたい話であるというか、当たり前の話であります、ということで村でも陽はまた昇る基金から5%を出して、80%でやらせていただいているということで、営農再開のほうは既に48件、事業所企業再開は24件、それからただただ事業として再開する形の方だけがいるわけではないということで、生きがい農業ということで、そういう事業も村単独で出させていただいて、今160件の方が制度を利用して、今も手が挙がりつつあるということで、それぞれが自立の一步を踏み出している施策に村として応援をさせていただいているところでもあります。もちろん、健康問題などでどうしても自立が難しく、支援が必要な方もおることは事実でありますので、それらの方々には従来からの福祉制度等に対応しながら、多くの村民が自立した生活が送れるよう、生活環境の整備と支援を行ってきましたし、まだまだというところも当然ありますので、これからはしっかりそういうものを進めていきたいとこのように思っているところでもあります。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、1の健康を守るかについての1点目と3点目についてお答えいたします。

まず、1点目の村内労働者の放射能の数値の計測などについてお答えいたします。

平成29年度において復興対策課で管理しております個人積算線量計、いわゆるDシヤトルで、従業員等の放射線量を測定している事業所は、役場を含めて8事業所、従業員数等では約200名であります。測定数値であります、平均で時間当たり0.1マイクロシーベルト、最小が時間当たり0.07マイクロシーベルトで、最大が時間当たり0.23マイクロシーベルトであります。なお、除染電離則では、平均空間線量率が時間当たり2.5マイクロシーベルト以下であれば、被ばく線量管理を行う必要はないとなっております。しかしながら、村としては村民の健康を守る観点から、できるだけ無用な放射線量を受けないよう、今後も事業所等に個人線量計による測定を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の帰村された村民の放射線量計測について、お答えいたします。

帰村された方々の放射線量の計測であります、通常の生活の中で、どれだけ放射線量を体に受けたかを知ってもらうため、希望する村民を対象に個人線量計の貸し出しによる測定を実施しております。これは、積算線量計を日常的に体に携帯していただき、1時間単位で積算をしておりますので、1日単位、月単位、そして1年間の放射線量を受けた量がわかるものであります。

平成29年度から環境省の委託事業として実施しており、専門員の方2名が役場に常駐し、利用者に対して線量計の使い方や数値の読み取り、相談業務などを行っております。個人積算線量計の貸し出しの周知は、専門員が村の総合検診やお茶飲み会に出向き、村民に説明を行い、129名の方に利用をしていただきました。専門員が3カ月程度に1回、利用者宅への戸別訪問や役場窓口で貸し出した線量計数値の読み取りを行い、その期間の生活の中で体に受けた放射線量の数値をお知らせしております。その際に、時間当たりで突発的に高線量となっている場合、専門員がどのような行動やどこの場所に行ったかなどを聞き取りし、高線量を受けているとの情報をお知らせし、今後は必要以上に放射線量を受けないような生活をしていただくようお知らせをしたり、放射能に対する相談などをしております。なお、平成29年度に利用していただいた129名の方々の平均積算線量値は年間当たり1.09ミリシーベルトでありました。

続きまして、ご質問の3の避難解除要件についての1点目、土壌検査についてお答えいたします。

村としましては、原発事故後、農地土壌の放射能濃度の確認が必要と考え、当初県の指導を仰ぎながら、村独自であります、平成24年1月から村が定めた基準点の水田、畑の農地、47圃場で継続的に農地土壌の放射能濃度の測定を11回実施してまいりました。その濃度実態であります、採取した土壌を乾燥させた平均値で平成24年1月では、キログラム当たり9,602ベクレルでありましたが、平成29年11月ではキログラム当たり1,779ベクレルで、減少率が81.5%となっております。また、同時に測定している空間線量の平均値については、平成24年1月では、時間当たり4.77マイクロシーベルトでありましたが、平成29年11月では、時間当たり0.46マイクロシーベルトで、減少率が90.4%となっております。今後も農地土壌の放射能濃度の測定については、基準点の継続測定を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな4の放射性物質の処理について、2点ございますが、関連がござい

ますので、一括してお答えいたします。

まず、1点目の当初のフレコンバックの搬出計画と、処理についてであります。仮置き場からの搬出計画については、これまでの国との協議では、除染が早く開始し、仮置き場での保管期間が長い箇所から搬出する方針を決めております。現在、これらの方針に基づき、二枚橋・須萱、白石、関根・松塚、大久保・外内、前田・八和木地区などの先行5行政区を中心に、搬出をしているところでございます。

現在までの搬出量実績であります。可燃廃棄物数は、いわゆる燃える廃棄物であります。蕨平仮設焼却施設へ18万6,000袋、不燃廃棄物、いわゆる土の廃棄物であります。これは中間貯蔵施設へ2万8,000袋を搬出してあります。また、平成30年度の中間貯蔵へ、土の廃棄物であります。搬出総量が15万1,000袋となっており、現在搬出を実施しているところでございます。なお、処理については、中間貯蔵への搬出と長泥地区の環境再生事業での再利用などを計画しているところでございます。

次に、2点目のフレコンバックの材質保証であります。国からはフレコンバックは3年耐候性のものを使用し、仮置き場等ではシートを被覆し、紫外線による劣化を防ぎながら、長期保管ができるようにしているとのことあります。また、搬出に当たっては、保管しているフレコンバックをそのまま搬出するのではなく、中間貯蔵施設内で一時ストックするフレコンバックにおいては、保管年数に関係なく、一回り大きい、今保管しているフレコンバックが約1.0立米のものなのですが、搬出する際には一回り大きい1.3立米のフレコンバックにそのまま封入して搬出作業での破損等の防止を図るということでございます。村としては仮置き場等に長期期間にわたって保管しているフレコンバックが存在しておりますので、仮置き場等からの搬出輸送に当たっては、これまで安心・安全を求めてきました。さらに、今後も国に対して求めてまいりたいと考えております。

なお、おただしの年度ごとのフレコンバックの情報については、現在国に調査を依頼しておりますので、報告があり次第情報を共有したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

教育課長（村山宏行君） 私からは1番の健康を守るかの2点目、学校の放射線の状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

村内の住宅及び農地に関しましては、除染が終了しているというところでございますが、学校エリア及び通学路の放射線量につきましては、村教育委員会としましても注目しているところでございます。

ご質問にあります学校周辺の放射線量につきましては、福島地方環境事務所に依頼しまして、5月16日から21日にかけて線量率を測定いたしました。測定結果につきましては、全員協議会の資料にも添付させていただきましたので、詳細についてご説明を後ほどさせていただきます。

概要であります。まず測定方法は屋外については、25メートル感覚で全212側点につき、地上1メートル、地上50センチ、地上1センチの高さで測定をしました。つまり、1側点につき3つの高さで測定したということでございます。また、屋内については、全教室、

全室1点以上175測点について、床上1メートル、床上50センチ、床上1センチの高さで測定をいたしました。測定機器は、NaIシンチレーションを使用しております。その結果でございますが、屋外については、いいたてクリニックの駐車場を除き平均線量率はいずれの高さにおいても1時間当たり0.23マイクロシーベルト、これは年間1ミリシーベルトに当たるわけですが、これを下回っており、特に児童・生徒が主に活動します校舎周辺、校庭、駐車場では全測点のいずれの高さでも1時間当たり0.23マイクロシーベルトを下回っているとの結果でございました。

学校周辺では、ほかよりも線量の高いポイントが局所的にあります。例えば、校舎東側の斜面ですとか、そういった部分での教育活動を控えたり、部分的に追加除染を行うなどの対応を今後してまいりたいと考えております。

次に、子供たちの被ばく線量であります。被ばく線量を把握するために、全教職員及びスクールバス運転手と助手、計71人に個人線量計、Dシャトルを携行いただきまして、学校の行動範囲での線量を把握しております。4月26日から5月21日の期間中の結果は、平均線量率が1時間当たり0.07マイクロシーベルトから0.15マイクロシーベルト、推定年間の被ばく線量については0.61ミリシーベルトから1.31ミリシーベルトの範囲になるとの結果でございました。なお、放射線につきましては、今後も定期的に線量率の把握を行いまして、園児、児童・生徒及び保護者の不安解消のために努めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

健康福祉課長（齊藤修一君） 私からは、質問1点目の健康を守るかについての4点目、5点目についてお答えさせていただきます。

まず、4点目の原発事故後の自殺、孤独死、死亡要因の病名と数値を示せ、実態の上に立っての健康づくり施策をとのご質問にお答えさせていただきます。

福島県の人口動態統計の状況などによりますと、飯舘村の原発事故後の平成23年から29年までの7年間で、自殺者につきましては6人、孤独死につきましては定義的に難しい部分がありますが、単身による避難生活を送られている村民も多く、亡くなられた際に近くに誰もいないということは数件あったものと思っております。完全に生活の実態がわからず、社会的に孤立していた方が亡くなっていたケースが1件ほどあったのかなというふうに確認しているところであります。また、死亡要因につきましては、死亡者総数624人中、悪性新生物、いわゆるがんであります。149人、高血圧性を除く心疾患が126人、脳血管疾患が83人、肺炎58人、老衰47人が主なものとなっております。

対する健康づくりの施策といたしましては、村の保健事業計画、昨年に策定いたしました第4次飯舘村健康増進計画に基づき、相談会の開催、ゲートキーパー養成講座の開催、村社会福祉協議会の生活相談員との連携による生活状況の把握と確認を行ってまいります。さらに、自殺対策に対しましては、昨年国の法改正が行われまして、全国の全自治体での自殺対策計画の策定が義務化されております。村としても早期の策定に向け、現在準備中であります。

続きまして、質問の5点目の放射性被ばくと経年による発症、それによる医療費、病気

の問題と医療手帳とか無料化継続について、どのように考え、国などに要求実現を図っているのかとのご質問にお答えさせていただきます。

以前に、被ばく者健康手帳の配布をとのご質問を他の議員からいただいた際に、村としては自治体が独自に作成、交付を行っても国の認定行為というふうにはならず、将来にわたり被ばくの事実を必ず担保されない、さらにこのようなものを持つことのデメリットのほうが大きいと認識しているとお答えさせていただいております。これにつきましては、現在もその考えに変わりはなく、この医療手帳についても同様のものと考えているところであります。なお、毎年実施している各種検診結果につきましては、電子データとして保存しておりますので、個人から情報開示の請求があれば、提供できることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、無料継続化につきましては、さきに避難指示が解除された自治体についても、既に終了、あるいは終期が示されているところではありますが、村としては可能な限り継続されるよう引き続き要請してまいりたいと考えております。

以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 私からは2番、生活基盤の改修について2の1、除染により壊された暗渠改修をどのように国に修繕、弁償されるのかのご質問についてお答えいたします。

除染によって暗渠排水施設の破損は、明らかに除染によるもの、水閘等ですね、については除染工事で対応しておりますが、地下に埋まっている暗渠排水は除染前の状況が確認できないことから、破損の原因を特定されないことが多くて、環境省による除染工事では実施できないこととなっております。現在は、加速化交付金事業による農業基盤整備促進事業暗渠排水工事で実施を進めておりますが、村内全域を実施するには多額の予算と期間を要するため、復興事業終期の平成32年度以降の事業継続と、予算確保を国へ要望してまいりたいと思っております。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは3の2のインフラ整備のご質問にお答えさせていただきます。

まず、避難指示解除のためのインフラ整備については、国が電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや、医療、介護、郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること。子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗することと定めておるところであります。

村は、避難指示解除に当たっては、当時山林を除いた除染の完了、またいいたてクリニックの再開、災害公営住宅の整備、上下水道、深井戸堀り、住宅の新築、リフォームなどの住まいの整備、コンビニの仮設店舗のオープン、営農再開、商工業の再開など、一定程度の生活インフラの見通しが立ったとして、各方部別住民懇談会での住民への説明と、意見交換、そして議会の皆様との合意をいただきまして、避難指示が解除されたものであるという認識を持っているところであります。

ご質問のように、全国の他の市長村との比較、とりわけ被災地以外の場所と比較すれば、現状はその差は大きいものがあるとは思いますが、前段で申し上げましたとおり、村とし

ては当面避難指示解除に必要な要件は一定程度満たしたものと判断しているところであり、しかし、医療や介護、商店、交通手段などまだまだ整備充足が必要なことは村としても認識をしているところでもあります。今後も復興財源をベースとする各種補助金、交付金を初めさまざまな制度を活用しながら、さらに村の復興、環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは3点目の避難解除要件についての3の3について、お答えをいたします。

3の3というのは、国、東電の経済的な損害の打ち切りというご質問であります。

原発事故による損害賠償は、原発事故によって全村避難を強いられた村民のため、原発事故がなかったらこうむることのなかった損害を可能な限り賠償させるということであると認識しております。これまで原子力損害賠償紛争審査会で定めた基準に基づいた賠償が行われていることは、ご案内のとおりであります。

村としては、これまで村民の立場に立って多くの賠償が得られるようにということで、国、及び東電と交渉をしてまいりました。具体例としては、村長が先ほど損害賠償の件で答弁したものと重複しますので、割愛させていただきますが、今私が申し上げたとおり、誠心誠意協議を重ねてきたところであります。

なお、村民からご相談をいただいた個別案件については、村民の状況を東京電力の賠償相談窓口におつなぎをし、村民ができるだけ納得できる賠償が受けられるようにということで、アドバイスなり対応をしてきたところであります。

また、顧問弁護士による定期的な相談業務も当たってきておりまして、私たちの判断のつかないようなこと、あるいは一部困り事相談のようなこともあります。精いっぱいそういう顧問弁護士などによる相談も行ってきたところであります。

ご質問の中に、生活、なりわいが復元されていないのとの内容がありましたが、村内での営農及び商工事業所の再開におきましては、平成24年度から中小企業グループ補助金、平成28年度からは国の加速化交付金、あるいは県の4分の3事業、あわせて村の陽はまた昇る基金による5%上乗せなどによりまして、実績としてはなりわい農業が81件、生きがい農業で237件、事業所営業再開が78事業所ということで、少しずつではありますがありますけれども、農家あるいは事業主などの再開によって、少しずつ戻ってきている現況であります。

なお、国、県、村からの補助支援状況ですが、まず営農再開に対する補助金、なりわい農業においては国交付金で7億1,160万円、県の4分の3事業で3億3,565万円の支援を受けており、これに陽はまた昇る基金の5%上乗せ、村の上乗せ分が6,870万円ということで、多額の補助なり、支援をしてきているところであります。また、商工事業所の再開では、村が把握している県の4分の3事業では、2億8,888万円、村単の陽はまた昇る基金の5%上乗せで1,925万円ということでありました。なお、平成24年度からの国の中小企業グループ補助金、この事業補助金を使った業者が73社ということで、確認しておよそ10億円ということで、その事業も活用しているところでございます。このように、意欲を持

って事業に取り組む農家や、事業主に対しては引き続き村としても支援をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

7 番（佐藤八郎君） まず 1 件目除染電離則では平均空間線量時間当たり 2.5 マイクロシーベルト以下であれば、線量管理を行う必要はないという村の見解でありますけれども、それは、原発労働者の安全基準値の線量です。生活での安全基準というのは何でしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 電離則による線量の部分でございますが、今おたしあった部分で、まず労働者の部分におきましては、今お話ししました厚労省関係ですね、労働基準監督署も入っておりますが、時間当たりの働く現場での線量によって線量管理がなっているという状況でございます。その中で時間当たり 2.5 マイクロシーベルトを超える部分と超えない部分での線量管理の部分が来ているという状況でございます。それで、例えば 2.5 マイクロシーベルトで週 40 時間、あと年間の週数ですね、掛けると 5 ミリシーベルトになるということで、5 ミリシーベルト基準にしての話という形になっているかと思いますが、その場合はそれ以下にするようにということとなっております。それで、通常の働く場所が 2.5 マイクロシーベルト以下では、電離則の中では測定の線量管理の被ばく線量管理を行う必要がないという形になっているというところでございます。なお、生活する部分については、労働というか就業という部分でありませんので、20 ミリシーベルト以下という部分での範囲ということでございます。

以上であります。

7 番（佐藤八郎君） 緊急事態法の中で 20 ミリシーベルト未満ならという話で一貫して緊急事態法を解除しないで、日本の放射線防護法の 1 ミリシーベルトを守ろうとしない国、加害者ですよ、それに村が従って、1 ミリシーベルトを守らないような話では、戻って放射能被ばくしなさいという行政執行じゃないんですか。原発労働者基準並みの云々とありましたけれども、原発労働者はマスクしたり、防護服を着たり、それなりの対策をきちんととって調査し、管理し、検査をし、というふうになっているんですよ。村民の生活にそういうものが何もないのに、2.5 マイクロシーベルトであれば被ばく線量管理を行う必要がないなんていう、まるで放射線量を浴びて暮らしなさいという答弁にならないんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 私のお話ししているのは、電離則、仕事をする方での部分でございます。今お話ししましたように、今の電離則の中ではそういうふうに時間当たり 2.5 マイクロシーベルト以下のもとでは、被ばく線量管理を行う必要がないということになっているという部分の今の電離則になっておりますので、その内容を言わせていただいたということでもあります。それで、2.5 だから安心なのかという部分であります。この線量の部分については人それぞれという部分もございます。ただ、村としましてはやはり除染の目標値を年間 5 ミリシーベルト、時間当たり 1 マイクロシーベルト以下を目指すという形で、2.5 マイクロシーベルトよりまだ低く除染の目標値と掲げまして、あとは国が言う長期的に被ばく線量年間当たり 1 ミリシーベルト目指すという部分については、村もそのように国に対してするようにという形を強く求めていますので、2.5 マイクロシーベルトという部分はそれぞれの判断がありますが、ただ村としては 1 ミリシーベルト以下、あ

とは時間当たり1マイクロシーベルト以下、年間当たり1ミリシーベルトを国が目指している方針で、村も要望要求をしているという状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 法律なり放射能保護の専門家でもないのに、これ以上いろいろ議論を課長としてもあれですけども、基本的には原発事故前の年間1ミリシーベルト未満の、それも自然にある放射能値のもとですよ、今度原発事故で空から舞い降りた放射性物質、危険毒物は、自然界にないものなんです。自然界にないものは、体に生まれつき抵抗力もないんですよ。そういうことにしたがっていけば、体の環境、生活環境の復興を目指すならば、きちんとそこは国や除染基準や、今言われる除染電離則なんていう問題じゃなくて、原発事故前の日本にある放射能の法則に従って完全なる1ミリシーベルト未満を目指すというのが基本だというふうに申し上げておきます。

次に、学校の放射線について、学校エリア及び通学路の線量を注視しているということで、測定方法いろいろやられて、屋外についてはいいだてクリニック駐車場を除いて、年間1ミリシーベルトを下回っていると、今の答弁でありました。いいだてクリニックの駐車場は幾らあったのか。さらには学校周辺でほかよりも線量の高いポイント、局所的に二、三点あると、この二、三点はどこを指すのか伺っておきます。

教育課長（村山宏行君） まず、いいだてクリニックの駐車場というところなんです、実はこちら駐車場透水性舗装になってございます。したがって、中に放射性物質のほうが入り込んでいるということでもございまして、50センチの高さでのデータで申しますと、クリニックの平均0.55マイクロシーベルト／アワーということでもございます。他の学校地区の周辺については、全て0.23以下という形になってございます。また、一部二、三点ということでもございますが、こちらは学校の東側の斜面ですね。特に林縁部との境界部分がどうしても高くなっているということでもございます。これは1センチよりも1メートルのほうが高いというデータがありまして、これは回りからいわゆる除染をされていない林からの影響があるのかなというところでもあります。ちなみに、こちらのデータですが、東側斜面の最大のところで0.58マイクロシーベルト／アワーということでもあります。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 4月26日から5月21日の平均線量率出ていますけれども、これ高低、高い、低いどのぐらいですか。

教育課長（村山宏行君） 最低が0.08ですね。それから高いところで0.12という数字でございます。

7番（佐藤八郎君） 十分あそこは飯館の人なら誰でもわかるように、いろいろ全部集まってくる場所です。このセンター地区。だから、そんな中途半端な測定をしていると、とんでもない被ばくをするおそれがありますので、もっと高い位置とか、風量の気流の関係とか、もっとデータをきちんと、東京の日野なんか、もう気流関係から、風の年間の流れから全部追って、きちんとはかれる装置を自治体でもってやっているんです。そういうところ幾らでも自治体ありますから、研究されて子供を安心・安全に病気にならないように、もう少し充実させてほしい。

孤独死について伺いますけれども、孤独死というのは課長はどういうふうに考えていますか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 孤独死と言いましてもさまざまな状況等がありまして、ちょっと調べた結果、孤独死、特に行政では孤独死ではなくて孤立死と言うということで、孤立とはどういうことかということ、社会から完全に生活上いろんなつながりをなくしてしまったそういった方が孤立ということで、その状況で亡くなった方を孤立死、あるいはそういったものによっては、それを孤独死というふうな言い方もするということになっておりますので、そういうふうにお答えしました。

7番（佐藤八郎君） 広辞苑に書いてあるかどうかわかりませんが、いずれにしろ、事故さえなかったらアパートに1人でいたり、仮設に1人で誰も交流しないなんていうことなかった。そういうところで、部屋で死んでいたりするわけだ。そういうのを孤独死と言うんだ、一般的にね。震災事故があつて、そういうことが仮設でも何人もいるわけだ。アパートでもいるわけだ。村は知っているわけだ。でも、そいつは挙げたくないわけなの。

健康福祉課長（齊藤修一君） 先ほどお答えいたしましたように、完全に社会から孤立という形の人はおらなかったかなど。今までも先ほど申しましたように社協のほうの生活相談員、あるいは村の保健師等々がそれぞれ家庭訪問しながら、あるいはさらに家族等々が離れ離れに避難しておつても、それで行き来していたというふうなお話を聞いておりましたので、そういった孤独死ではないのかなというふうに判断したものであります。

7番（佐藤八郎君） あと、被ばく、例えば健康管理の問題でなぜ危険で住めない地域かといったら、政府は放射性物質がある場所だから危険な地域なんですよ。放射能あるということは、被ばくすることなんですよ。だから、小動物とか植物とかみんないろんな異変を起こしたわけですよ。飯館の人間は、医者によれば因果関係ないから、放射能のせいではないというふうに今言われていますけれども、実際そういう問題ではないというふうに。仙台沖にいたロナルドレーガンの従業員がアメリカで今東電との裁判やっていますけれども、アメリカの医者は、あの裁判を起こしている人たちは皆さん放射能の被ばくによって病気になったというふうに証言されているんですよ。国によって違うんだと言われればそれまでですけども。あとは、このようなものを持つことのデメリットという話を出されましたけれども、長崎、広島で被ばくした被爆者手帳をもらって、もらえなくて亡くなった方もいっぱいいますけれども、そういうことからすれば、持つことのデメリットを心配するよりも、持たせて今後病気になったときに、被害を受けた村民を助けるほうが先じゃないですか。デメリットの押しつけは、行政でやるべきじゃないです。その辺はどう思いますか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 先ほども申し上げましたように、こういった手帳類を持たせるということは、ある意味今まで例えば議員おっしゃられたように、被ばく、原爆の被ばく等々については逆にそういった部分を知らないように受けない人が多数おつたと、あるいは被ばく2世、3世の部分についてもそういった名を残さないような立場をとっていたというような部分も多数聞いておりますし、今回のこういった東電等の事故の部分につきましては、事故当時どこに住まっていたか、そういったことは全てわかっておりますので、

そういった手帳類を改めて持たなくても、何かあった際には対応できるのかなと、今までの原爆、あるいはちょっと違いますが水俣病とか、そういった部分については、その当時どこにいたかわからない部分に対応の部分を難しくしているかなというふうに思いますので、そういったふうに判断しております。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 課長の言う、いたところ、被ばくした実態がわかれば、何とかなる話みたいに受け取ったんですけども、村長そうですか。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、影も形も色もおいもないこの放射能、そして放射能はというか、原発は安全だというふうにずっと国が言ってきたものですから、知識も非常に我々ない中でありますので、それぞれやはり考え方は百人百様ということであります。ですから、どちらの考え方もその人にとっては大切な考え方ですから、それは認めていく中で、最大限努力をしていくというしかないのではないかなというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） いや何十回か同じ答弁聞いているので、放射能について聞いたのじゃなくて、医療費無料化が水俣や原爆と違って、きちんと被ばくしたんだという実態が証明できるので、国として今後医療費無料化なり、手帳を出さなくても、そういう対応ができるのではないかと課長答弁したので、村長そうなのかと聞いたんですけども、違う話をしているのでやめますけれども、あとは土壌検査の平均出されました。これ高いのと低いの幾らですかね、平成29年の11月とその後またやったのかな、平成24年1月の違い。

復興対策課長（中川喜昭君） 実績であります。昨年、平成29年11月にやった11回目の部分で、最大がキログラム当たり1万2,360ベクレルであります。あと、最小が294ベクレルでございます。1回目は2万5,404ベクレル、最低が1,106ベクレルです。以上です。

7番（佐藤八郎君） 副村長からあった平成24年度から73社、10億円を活用しておるという話ですけども、平成24年度からなので、現状とその後の成果的なものはどんなものがあるのか伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 平成24年からのグループ補助金の関係かと思いますが、ちょっと詳細の資料を持ってきておりませんが、当時避難先での事業という部分であったんですが、村内で事業を再開するということで多分機械類ですね、車とかあとは重機関係の購入関係が多かったかなというふうに記憶しているところでございます。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 機械とかそういうものをやったという話で、特別経済的に自分たちが就業所得上がってきたとか、仕事の量がふえたとか、雇用がふえたとか、そういうことではないということですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 答弁言葉足らずで申しわけありません。それで、当時24年からですから、避難先で新たな仕事をするという部分におきましても、重機等が現場、飯舘村内にあったということで使えないという部分が数多くあったのかなということと、あとは新たな業種に入るという部分での機種の変更等もあったのかなというふうに思っております。そういう意味では、あの当時グループということである程度土木業者なり、そうい

う方々で集まって一緒に申請をするということで、村としての業者としての連帯感もひとつできたのかなと思いますし、あとはそういう新たな業種への変わり、あとは更新という部分では、それぞれその後の業務をする中では、大変有利な事業だったというふうに思っております。

雇用の部分であります、ちょっとその辺までは把握しておりませんのでご了解いただきたいと思います。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 幾ら交付金であろうが、助成金であろうが、公費なので使ったものがどのように有効活用されて、成果になったのかは常識だから、今後きちんと把握してほしい。あとは、損害賠償について時間いっぱいやりたいんですけども、村民の意見を聞きながら、村民にできるだけ有利になるようやったら村長、たびたび言うんだけど、そうすると裁判した村民、ADR申し立てした村民、その声をどのように聞いたり、どのように活かしたんですか。

村長（菅野典雄君） 先ほども答弁させていただきましたように、我々としては最大限国と交渉をしたり、東京電力と交渉をして、村民のこれほど大変な思いにどういうふうに向き合っているかというところをやっているところであります。ただ、それに足りない、それじゃあ十分でないという方がどうするかということで、国がつくられたADRの制度があるわけでありまして、それはそれで大いにやっていただくことは、村としては何らそこに異議を差し込む余地は全くないと、こういうことであります。ただ、自治体がそれを責任を持ってやる、応援するというだけでは大変申しわけないのですけども、できませんという話をずっとしてきています。なぜかという、もう既にあるところでは自治体がそれを責任を持ってやるということに対して、近隣市町村から全国から大変な非難をいただいたということが現実にありますし、県からもその状況を私たちは教えられたところであります。つまり、私たちだけが足りないよ、もっとくださいという話は、個人的にはもう全く何ら問題はございませんけれども、自治体が、あるいは議会がやる話ではないのか。我々はやっぱり組織の中の、あるいはちゃんとしたそういう中での話でありますから、今あちこちで何とかファーストということがありますが、そういうことが全ての形をとっていたのでは、これからの復興はなかなか進まないということではないかなと思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 裁判やった方、ADR申し立ての方が村としてやってほしいというだけで物を言っているんじゃないくて、村長が村民の意見を聞くというから、裁判やった人もADR申し立てた人も村民でしょうと、私は思うんです。その人たちの声をきちんと拾い集め、聞いて、あなたの言う損害賠償にぶつけたのかどうかを聞いているんですけども、自治体がどうのこうのを言っているんじゃないくて、それが1つあるわね。

あとは、先日も私質問したら、ADRで裁判でそれが自由に進めてくださいというお話でした。前にはそういうものをやるのはいかにかなみtainな発言も何年か前ありましたけれども、本日も村としてそれはそれで自由にどうぞですよという話ですけども、問題は村民の意見を聞きながらという、この裁判をやった人、ADR申し立てた村民の声は聞く

努力なり、また解決しない部分もいっぱいあるし、この間蕨平と比叢の完全打ち切りが新聞報道ありましたけれども、そういうことを受けた村民に対して、村長はどういうふうに支援なり何なりしていくのかということが、村民に寄り添った、村民の意見を聞いた行政執行じゃないんでしょうかと言っているんです。

村長（菅野典雄君） ADRに入っている方が何人いるのか、かなりの数がいるという話は聞いておりますので、その人たちの個々の話はそれぞれこれまでほかの自治体の2倍、3倍の会合を開いて、いろいろ聞いていただいて、村としてやはり何をその中で国なり、東電に申し込みをしていくか、あるいは場合によってはなかなかほかの自治体でもできないようなことをやっぱり1つでも2つでも村の実情、村民の実情を訴えてとるかという話が先ほど幾つかお話をさせていただいた、まだまだあるわけでありましてけれども、そういうのが村民の声を聞くということでありまして、決してADRの一人一人の話を聞いていないということでは全くございませんので、ご理解いただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 言葉では言っていますが、ADRで要求した損害賠償で裁判を起こしている人たちの要望について、見ることも聞くこともしない村長だというのはわかりました。申し上げますけれども、村長が言ってきた説明会やいろんな提案をした村民を集めての集会での生活支援というのは、具体的には営農や企業再開を希望するための4分の3の補助制度、生きがい農業に対する補助制度、こういうことを村民は聞いていたわけじゃないんです。生活支援があるんだろうという思いなんです。村長が説明した生活支援に損害賠償にかわる生活支援という意味が、村民は誤解されたのか、あなたの言い方が悪いのか、今きょう答弁されたような生きがい農業で160件、企業再開で24件、営農再開で48件、これが村民が説明会で聞いた生活支援というふうにイコールになっていないんですけれども、その辺をどういうふうに生活支援というものを村民にこれから、あのとき説明した生活支援とはこういうものでした、現状はこういうものですよというふうにきちんと村民に周知すべきですよ。それから、生きがい農業160件で就業所得はどういうふうに上がっていくんでしょうか。

以上です。

村長（菅野典雄君） 6,000人の方がいるわけでありまして、なかなか一人一人にということではできないということは、ご理解いただけたと思うんですが、総じてどういう形にしていくなか。やはり基本的にこういう大変な思いになってしまったことは、全く後悔に思うわけでありまして、だからといっていつまでもそこにいる限りは、なかなかその考え方にいる限りは、前に進めないわけでありまして。これからやはりしっかりと自分の人生をどういうふうに生きるかということを考えていただくことが大切だということでの生活支援、ですから国のほうから出てきた事業、それから村のほうでできる事業、ただそれだけが全てではないので、先ほども言いましたように福祉の面から、教育の面から、ありとあらゆる面からさせていただきますが、あくまでもそれは100%ではない、これは原発に避難に遭わなかったって100%というふうにはなかなかできないけれども、最大限やっていこうというそういう気持ちで、まさに全職員、応援職員、しっかりと国や東電と向かいながら、やっているということをご理解いただきたいと思います。

以上であります。（「終わります」の声あり）

議長（菅野新一君） これで、佐藤八郎君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は1時10分といたします。

（午後 0時04分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時10分）

議長（菅野新一君） 続いて、2番 長正利一君の発言を許します。

2番（長正利一君） 2番、これから質問させていただきますけれども、午後一番ということで大変でしょうが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

私は、避難解除されまして、飯舘村に思いを寄せる方が農作業等の関係もありまして、日々多く戻ってきているのを実感している一人でございます。やはり、高齢者の方が仮設、避難先で長い時間過ごしたという、本当に精神的なことも含めて、飯舘に戻って本当の人間らしい村民の顔を見ているなというのを実感しています。

そうした中で、まだ1,000人ぐらい、特老も含めて1,000人ぐらいという直近の数字ありますけれども、そうした中ではまだまだ飯舘村に思いを寄せて、ふるさとで頑張ろうという村民にも応えるためにも、これからのむらづくりをみんなですていなくちゃまずいかなというようなことで、質問をさせていただきたいと思います。

私は今回5点ほど、身近なものについて質問させていただきますけれども、まず1つ目、ネットワーク型のむらづくりということで、平成30年度の予算の中で、1丁目1番地の中では移住・定住・交流を広げて、ほかからの人も飯舘村に呼び込もうということで、村のほうは最重点位置づけとして唱えておりますけれども、そのような考え方の新しい年度になってまだ6月でございますけれども、そのような中で今現在の進捗状況についてお伺いしたいというようなことで、まず1点目そのようなことでございます。

2つ目としては、飯舘村、今知名度は世界の飯舘村とも言うくらい有名になりました。しかし、昔の飯舘村については非常にイメージが悪くて、やはり山間、高齢、寒いと、そして不便だという代名詞ぐらいのありましたけれども、この八木沢トンネルが3月18日に開通したということで、本当に常磐道開通がされて、さらにはそういうふうな冬期間の交通難所が解消したことによって、飯舘村が本当に時間的にも短縮されて、利便性がよくなったという捉え方の方も多くおります。

そうした中で、実際あの2,345メートルと、本当に覚えやすい長さでございますけれども、あそこを日々飯舘村に通っている方の声が、時間的には短縮になって本当に野を越え山越えしなくてもよくなったという話でございますけれども、安全性の問題についてどうなのかと。基本的には、換気扇、あの途中で車両火災等があったときどうするんだと、そういうのが万全なのかと。何か機会があればただしてくれないかという声が結構な村民の方がおいでです。私はあそこをつくる際には、基本的にはそういうものを考慮して万全を期していると思いますけれども、あの開通当時、本当に急いだことが一部開通式から粉じん等

の問題で、視界不良で通行どめになったと。ああいうふうな問題があつて、やっぱり不安を抱いているということから、その安全性について、万全なのかどうかお伺いしたい。

あと、3点目、今我々大久保・外内部落1つとってみても、あそこに村営住宅、笠石住宅がございます。昔であれば、地域一丸となって住宅は住宅で班をつくっていただいて、地域に参加をして共同活動なり、共同作業、さらには行事等に参加をしていただいて、地域のコミュニティーを図ってきたというのが事実でございます。先般、そういうふうな一斉作業の中で出た声は、笠石住宅20戸の入居可能戸数があつてほとんど埋まるよと、しかしながら、そこに入っている方の名前すら、例えば人間どんな方かというのが区長を初めわからない。いろいろな問題今ありますけれども、避難中で住宅確保の部分で、村のほうも苦慮していると思いますけれども、そういう中ではやはりこれから復興住宅も含めて、さらには飯樋町のあそこにそういうふうな住宅をつくりますけれども、地域に協力を、賛同を得る方をそこに入っていたかかないと、部落のあれが崩れてしまうという観点から、そういうふうな一斉作業とかそういうふうな部落の方に賛同していただく方を優先すべきと、私は考えておりますけれども、そのようなことでお伺いをしたい。

あとは、やはり1,000人弱の方が飯舘に今戻ってきているという部分ありますけれども、高齢者ということで、医療機関とは切っても切り離せない状況の方が多いわけでございます。そういうふうな中で、このいいたてクリニックの診療体制が週2回、9時から10時まで午前中と今やっておりますけれども、そういう中ではもう少し診療日を広げることはできないのか、何か基準があるのか。そういう観点から生活の面も、医療の面も我々整えて要請をすべきだということでお伺いするものでございます。

あと、最後になりますけれども、飯舘村については菊池製作所、さらにはハヤシ製作所というような震災から大きくかかわって、村のために何とか会社を残していただいている分がありますけれども、村としても人事交流も定住移住交流事業も含めて、こういうふうな企業誘致、あの飯樋の武道館前のグラウンド等も含めて、そういうふうな企業誘致、飯舘に企業を持ち込んで、何とか飯舘のためにお役に立ちたいという企業があるのか。どのような状況になっているのかお伺いしたいということで、この5点についてお伺いするものでございます。いずれにしても、後戻りではなくて、前向きな形で進んでいかないと、夢のある飯舘村にはならないというふうに私は感じていますので、ひとつ前向きなご見解をお願いしたいというふうに思います。

村長（菅野典雄君） 2番 長正利一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

5点ありますが、いいたてクリニックについて、私のほうからお答えをさせていただいて、それぞれまた担当のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思っています。

診療日が週2日、現在火曜と木曜の午前中なんですが、この診療日は適切なのかということと、何か基準あるのかというご質問でございます。

クリニックの利用状況ですが、昨年の10月時点では患者がゼロの日もあったわけでありましたが、1日平均6.2人が昨年の状況です。また、年末からのインフルエンザなどの予防接種の時期には1日に21人程度の患者数もありました。さらに、今年の4月以降は1日当たり平均8.4人ということでふえてきておりまして、最大は19人というのがあったところ

であります。

再開に当たっての診療日と診療体制については、特に基準というものは設定しておりませんが、再開を進めるに当たり、当時避難指示解除前でもありましたので、当面ということで週2日午前中としてきたものでございます。

あづま脳外科、いわゆる秀公会とは避難中ですね、診療がなかったわけでありましてけれども、そういうことでクリニックの指定管理委託料をやめるべきではという議会の声もあったわけでありまして、若干の減額で継続をしてもらえたところであります。ということで、避難中もあづま脳外科病院の本院での村民に対する優先的な診療体制、あるいは内部被ばくの機械を入れさせていただいて、甲状腺検査も含めて十分な対応や、また松川第一仮設でのサポートセンター運営の積極的なかわりなどしていただいて、村民の健康を守っていただきながら、信頼関係の上でさまざまな対応をしていただいていたところでございます。

そして、避難指示が解除される半年以上も前からクリニックの再開ということに向こうのほうからお話がありまして、現在に至っているということであります。あのとき指定管理料をとめていたらどうなっていたかと思うと、なかなか難しかったのではないかなという気はします。現在、クリニック再開以降、クリニックの施設内で開設しているサポートセンターの利用者が通院する件数が多いということでありますが、今のところ待ち時間に関する苦情はないんですが、今後多くの村民の帰村状況などを見ながら、診療日をふやしていくのか、あるいは診療時間の延長とか、患者数や待ち時間の状況などを見ながら、秀公会の考えもあることでありましようから、その中で対処していくことにしていきたいと思っておりますし、その辺について現在も秀公会とも密にいろいろ意見交換をしているところでありまして、先日も事務長と見直しについて相談をし、今後の状況を見ながら対処していくということを確認したところでありますので、ご理解をいただければというふうに思っています。できるだけ日にちなり何なりをふやしていけるように、これからは秀公会と話し合いを進めていきたいとこのように思っております。

以上でございます。

総務課長（高橋正文君） 私からは1点目のネットワーク型のむらづくりについての移住・定住・交流対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず村の復興計画第5版では、帰る人も帰れない人も、そして村外の方もみんながかかわって新しいむらづくりをするネットワーク型の新しいむらづくりをスローガンに掲げているところであります。村では、この実現のために、平成30年度予算における最重点事業として移住・定住・交流を掲げ、当初予算で分譲宅地の支援、住宅の新築支援、空き家の購入支援、新規就労活動支援など、約7,000万円を計上し、その対策に本格的に着手することとしており、去る6月1日付で移住・定住・交流推進対策室をビレッジハウスのほうに設置したところでございます。

当面、職員2名に復興アドバイザー1名の3名体制となりますが、今後さらに外部より人的応援をいただける見込みがございますので、将来的には4名、もしくは5名体制により業務を進める予定でございます。この移住交流推進室では、ご質問にございますふるさ

と住民票制度等を担当するとともに、現在移住・定住・交流のための新たな制度設計に向け、戦術戦略を練っているところでございます。効果的に事業推進できるよう、内容をあわせて検討しているところでございます。

今後は、それらの制度の内容や、村の魅力を記載した冊子や映像などを作成することとしており、広報紙等とあわせて村内外に広く発信し、移住・定住・交流に関心のある方をできるだけ多く村に呼び込めるような事業を進めてまいりたいと考えております。

また、村とかかわりのあるまでい大使やアドバイザーなど、人的にネットワークを通じて活用させていただきまして、広域的な取り組みを今後推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

建設課長（高橋祐一君） 私のほうからは、2番八木沢トンネルの安全対策についてと、3番の村営住宅等の入居要件についてご説明させていただきます。

まず、2番の八木沢トンネルの安全対策であります。県道12号線の八木沢トンネルの安全対策は万全なのかということで、長さは2,345メートルのトンネル内に換気設備がなく、万が一の車両火災事故等が発生した場合、安全に避難できるのか、また安全対策に疑問がある場合、村としてどのように対応するのか伺うのご質問についてお答えいたします。

八木沢トンネルは、今年3月18日に当初計画の約4カ月ほど早く開通されました。しかし、トンネル内の粉じんによる交通障害となっており、一次通行どめとなったところであります。原因は、コンクリート表面の粉じんがトンネル内に蓄積され、車両等によって舞い上がったことと、排煙設備がなく、視界不良となったことが原因とされております。議員お察しのとおり、車両火災事故が発生した場合の安全管理が疑問視されますが、道路管理者の県としては、現場状況の監視や清掃等を強化し、排煙装置の要否を含め今後検討したいということでもあります。現在は、非常用避難所4カ所、避難誘導掲示板23面、緊急押しボタン46カ所、そのうち電話機能付きが23カ所の非常用施設が設置されております。村としてもトンネル内の事故は、人災に直結しますので、排煙装置の設置など、安全な避難ができるよう要望してまいります。

続きまして、3番の住宅の入居要件についてであります。地域のコミュニティーを維持するためにも入居条件の1つとして、地域住民とのかかわり、特に地域に一斉作業活動や、行事への参加協力ができることを優先すべきではないかと思うというご質問でありますけれども、入居の資格、入居要件については、村営住宅管理条例第5条に基づいて、収入による制限や、住宅に困窮している者、暴力団員でない者などで、その他税の滞納がない方を要件として、保証人の請書等の提出後に入居していただくことになっております。

ご質問の地域活動に理解と協力を得られることを前提要件にとのことですが、震災前につきましては、各団地に管理組合があり、共用部の管理や地域の活動参加及び協力を皆さんで決定し、実施してきました。入居者の中には、老人や生活保護等の方も対象となっていること、地域によって活動内容が違うことを考慮すれば、入居要件にするのは困難ではありますが、今後各団地の管理組合を立ち上げ、地域の方との協議をもとに、可能な限り地域コミュニティー維持に貢献できるような体制づくりを進めてまいります。

私からは以上です。

副村長（門馬伸市君） 私からは、5点目の企業誘致についてお答えをいたします。

まず村への進出したい企業の問い合わせ状況についてであります。原発事故後県内外からの企業から国の自立帰還支援雇用創出企業立地補助金を活用し、村内で事業を行いたいという企業から村への問い合わせが数件ありました。この国の補助金は、被災12市町村を対象地域としたもので、補助率も4分の3と高率の補助で、平成32年度までの事業となっております。問い合わせの業種であります。刃物づくり事業、IT関連のデータバンク事業、さらに航空会社の部品製造業や、ニットの縫製会社、あるいはリサイクル業者などでありました。この中で、国の補助金を活用しない、福島市の刃物づくり業者の1社が今年の秋から創業を目指して、現在旧草野幼稚園舎を改修し、準備をしているところであります。その他については、IT会社が国の補助金を申請したところですが、審査の結果、残念ながら事業採択には至らなかったケースもありました。あるいは、工場用地が狭い、国の申請時期に間に合わないなどの理由で村内への進出に至らなかった業種もありました。

次に、村としての企業誘致についてであります。今年度から移住・定住・交流施策を最重点事業として位置づけておりますので、これらの施策のPRを含め、県の補助事業や村の陽はまた昇る基金を活用した事業、既存の村の企業立地補助事業などの支援内容を広く周知しながら、企業誘致に取り組んでまいりたいとこんなふうに考えております。

また、震災前、飯樋町の村民グラウンドの敷地を県のホームページに掲載して、企業への誘致先として紹介をしてきた経緯もございます。しかしながら、震災以降に村民グラウンドの活用を再検討した結果、平成27年度からは県への登録を外しているという状況であります。今後、村としての企業の誘致先として、飯樋町の村民グラウンド、そして旧トモト電子工業の建物、そこも再利用したいなと思っております。このような建物も受け入れ先の物件として県のホームページ等に掲載をして、積極的に企業誘致を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

2番（長正利一君） ネットワーク型のむらづくりについて答弁いただきましたけれども、その中に空き家の購入支援とか、新規就労活動支援等々含めてであります。7,000万円計上しているということでもあります。それに向けて人も職員も配置しながら、さらにはこれから外部より人的支援も応援も受けるんだよという回答ありましたけれども、まず外部より人的応援というのは、どのような方なんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） まだ具体的な詰めは残っていますが、会社関係の業者であります。

2番（長正利一君） そういう本当に力強い外部の応援あるようでございますけれども、この事業がこれからの飯館村を継続していくためには、相当の気力を持ってやっていかないと、文言的にはこのようにやりますよと書いてありますけれども、本当に力を入れて頑張りたいと。そして、本当に世界の飯館村として誇れる、震災原発から立ち上がって、本当に山も含めて生活して、自然に満ちあふれた飯館村を少しでも取り戻していただきたいというのが村民の声ではなかろうかと思っています。ぜひとも、あらゆる今の情報、シ

システムを使って幅広い交流を定住をお願いしたい。

あと、200坪の5区画、今整備やっていますけれども、やろうとするんでしょうが、例えばそこが5区画では足りないよというような状況があった場合には、第2、第3としてそういうふうな新たな分譲地的なものは考えているんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 当面、震災前もあそこに分譲宅地として造成を1回しておりますから、様子を見ないとまた新たに分譲地を追加してということにはならないのかなというふうに思っています。当面、あそこの5区画ですか、200坪の土地を造成して、それで写真なり映像なりで村の紹介をしながら、どれだけあるかわかりませんが、とりあえずは5区画でスタートしたいと、その後の状況によってもし足りないのであれば、第2段の分譲宅地というのものもあるかもしれません。あと、ここのセンター地区の分譲地、大分解体して土地を村に返すという方もおります。ですので、そういう箇所も、ここはちょっと狭いんですね、100坪ですから、それを2区画ぐらいに造成し直してということもできるのかなというふうに思いますので、とりあえず既存のところを有効活用しながら、対応していきたいとこのように思っています。

2番（長正利一君） やはり希望は大きく持っていけないと、前向きにならないと思いますので、多くの方が来ていただくことを、私は期待をしている。その中であと1つ、この空き家の情報なんです、村として空き家の情報、今解体進んでいますけれども、どんな形でつかんで、あと空き家情報として流すんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今空き家の情報ということでございましたが、村では空き家バンク等の形態で設置を予定しております。現在も空き家、あとは売りたいという希望の方から数件役場のほうにご紹介といいますか、そういう方法がないかという問い合わせがございますので、そういう問い合わせの方々を今後広報紙等で公募して、そちらのバンクのほうに登録したい方を公募して、それを取りまとめて村のほうで貸し出しの希望、賃借の希望とか、あと売却の希望とか、そういうデータベースをまとめて、皆さん村民の方、村外の方にもお知らせしていきたいというふうに考えています。

2番（長正利一君） やはり情報がないと、飯舘に来たいなというツールがないと、なかなか難しいでしょうから、そういうふうなもったいないうちがどんどん壊して、そこに跡形もない状況が結構ありますので、そういうふうな空き家バンクの中で活用していただきたいなという要望でございます。

2番目に移らせていただきますけれども、八木沢トンネル、いろいろ今後検討していくという回答ありましたが、事故があっては困りますので、笹子トンネルなんていうのはえらい想定外の事故で亡くなった方も結構おるわけでございますので、事故あってから対策でなくて、事故ある前に万全を期するのが対策として必要なのかなというふうに思いますので、ぜひともそのような声が県のほうに届くように、お願いしたいと思います。

あと、3番目の村営住宅、これも今入居要件等に建設課長からご回答ありましたけれども、今まで飯舘では、例えば住宅に入って回りが不安でなかなか生活がしにくいという声などは余り聞こえてはきませんでしたが、最近そういう声が不安を抱いて近隣の住民たちが抱いていたのは、あったような感じがしています。我々飯舘村でそのようななじみで、

なあなあで長くつき合ってきたのが普通でございますけれども、今度は世代交代になって、人の出入りが盛んな部分が、それは理解できますけれども、先ほど私も言いましたが、地域の協力で今まであった地域文化をそういう方が入ることによって壊されるようなことがあっては、当然いけないわけでございますので、十二分に入居の前に要件プラスそういうふうな村的な部分で協力の受けられるようなご指導をお願いしたいというふうに思っています。

あとは、いいたてクリニック、これも本当に財政的な部分もございます。さらには、診療所に来る人がいなくて、じゃあ診療日だけ設けてオープンしていいのかと、私もそこは理解できますけれども、ある程度は本当に先ほど村長からありましたけれども、午前中でいいのか、1日にするべきなのか、あとはいろいろな方策があろうかと思いたすけれども、ある程度の安心して帰村ができるステージづくりもプラスマイナスは考えるのが当然なんでしょうが、行政としてはその点も重視をしていただいて、村民の高齢者に対する安心感をお願いしたいというふうに思っています。

あと、最後になりますけれども、飯舘、このように広大な面積を有して、さらには建屋も少なくなっている部分、本当に閑散としている部分がありますけれども、企業がいっぱい来ていただいて、将来のむらづくりに夢があるような対策として力を入れていただきたいと、いろいろ面積が狭いとかいう部分で誘致、来ない部分も書いてありますけれども、その部分については、何とか解消できるものについては、お願いしたいと。我々の部落もそうでございますけれども、新たな取り組みとして今進んでいる部分ありますけれども、前向きに飯舘村、避難している方、戻ってきている方、ともに英知を出し合ってやっていかないと、今の希望のない村になりますので、ひとつその点は時間を惜しんでも積極的な意見も出していただいて、それを取り上げていただくような行政であってほしいと要望しまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

議長（菅野新一君） これで、長正利一君の一般質問を終わります。

続いて、5番 高橋和幸君の発言を許します。

5番（高橋和幸君） それでは、よろしくお願いいたします。

最初に、通告書文章が長文となってしまいまして、読みづらい点となってしまいましたことを改めておわび申し上げます。

まず、質問に入る前に、帰還宣言も2年目に突入し、念願の学校再開もされたわけですが、復興再生にはほど遠く、まだスタートラインに立ち始めたに過ぎないのが現実だと思われれます。特に、学校再開に関しては、賛否両論の思いがあると思われれますが、それらの不安払拭のためにも行政一丸となって、子供たちの安心・安全、健康管理の徹底に努めていくことが最大の重要課題であると考えます。

村長が申されるだめばかりでは物事は前に進まない、まさしく今の飯舘村の現状は、その立場におかれているといっても過言ではないと思われれます。否定から生まれるものはない、肯定から物事の慎重審議を図り、行政、議会、一丸となって飯舘村の創生のために議論を深めていくことこそが我々に求められている村民の期待ではないかと感じております。帰還宣言もされ、村内に村民も帰還し、仮設住宅の来年3月の終了をもって帰還者も

ふえる見込みであるのではないかと思われますが、その方々の生活、ケアサービスを進めつつ、村内に通学する子供たちが将来の飯舘村を担えるように導いてあげることこそ私たち大人の役割だと思われます。そのような観点から、飯舘村の創生、発展、恒久的な村内整備を考えて、提案させていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1. 村内の環境整備についての①ですが、帰還宣言がされて2年目を迎えている中、福島及び南相馬の通行者からは、夜間通行時に関して暗くて怖い村だねとのやゆの声も聞かれますが、地元住民としては忍びない限りであります。エネルギー政策も進めている中、現状を深刻に考えて、恒久的な使用を目的として街路灯の新設や増設等、明るいむらづくりの一環として取り入れるべき事業だと思われまし、夜間犯罪の抑止、夜間事故の防止も含めて行政としての解釈及び対応を伺います。

②に関してですが、帰村している村民から私のもとにも幾つか声が届いております。私自身も自分の行政区のほか、幾つかの行政区を走行して確認させていただきましたが、行政区の場所によっては携帯の電波が届かなくて、大変不便極まりないという声が届けられた次第であります。帰還して帰ってきた意味がないとの厳しい言葉と、緊急時の対応に困っているのか、支給対応していただきたいと言われた案件であります。行政としてどのようにこの解決策に取り組んでいき、現状を把握しているのか、実態と計画を伺います。

次に、除染後の不安払拭に向けた取り組みについて、帰還宣言、除染終了ということでは全てが一段落と捉えがちであるが、線量への不安の声及び出荷制限が現実を物語っています。子供たちも村内に通学している中、過度な反応は子供たちの心情を助長させることにもつながりかねない問題ではありますが、現実に向き合うことも重要であります。環境省は、生活圏内が1マイクロを超えれば、除染対象として回答しております。除染地の再線量検査実施をして、安心・安全の周知をしていくことこそが被災地の永久課題であると思われまし、前向きな取り組み姿勢をお持ちか、行政長としての考えを伺います。

次に、子供たちの健康管理の徹底について、学校周辺に関しては、線量低下が顕著に見られますが、周囲500メートルを超えると1マイクロシーベルトを超える現状であります。24時間の村内での生活ではありませんが、被災地でない福島市内においても、個人線量計（ガラスバッジ）の配布が決定されました。セシウム内部検査年1回の甲状腺検査で果たして十分なのか、行政としても飯舘村独自の取り組みが必要ではないか。子供たちや家族に精神的な安心の周知を今後いかなうな取り組みで真摯に検討しているのか、具体策を伺います。

次に、4番、村の政策全般に対して、①移住・定住・交流に関して、今現在具体的にどのような施策のもとに取り組まれているのか、子細を伺います。

②現状行われている復興に関する事業についてですが、ありふれた取り組みでは人は集まりませんし、村のニーズに合わせた提案も確かに必要だと思われまし、行政としてどのような独自の発想をもって対応していくのか、また現在進められている計画などがあれば、財政面も含めて伺います。

③資料を見る限り、ほとんどが交付金で賄われているが、将来的にこれだけ採算のとれ

ないもの、交流館、道の駅、葬儀場、学校等設備等、その他復興にかかわる等の維持等々を築いて、震災前の予算になった場合、行政運営が果たして可能なのか、現状を伺います。

次に、産業・工業・商業の取り組みについて、これからは村民、村内に限定した基幹産業だけでは復興のめどは立たないと思われます。真の創生をなし遂げるためには、行政側からもニーズに合わせた取り組みへの支援、新しい分野においての新興産業を提案することも必要不可欠であると思われます。各自治体もさまざまな取り組みをしておりますが、飯舘村の広大な自然を利用した農林業に固持しない、人を呼び込む、物流を生む、観光地となり得るべき取り組みが重要と考えられます。行政としてどのような具体的将来像のプロセスを描いているのか、今後の見通しを伺います。

以上です。

村長（菅野典雄君） 5番 高橋和幸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

何点かありますが、除染後の不安払拭に向けた取り組みに私のほうからお答えさせていただきます。

除染後の対応であります、これまで国と平成30年度の取り組みについて協議をしていたところであります。内容としては、個別の空間線量値が高線量の地点については、モニタリング調査での状況把握と必要に応じたフォローアップ除染を実施するとのことでございます。そのために、住民からの問い合わせに対して空間線量状況調査や、必要に応じたフォローアップ除染を実施するとのことであります。それらの実施に当たり、村としては、現場において村民、国、施工業者、村の4者で立ち会いまして協議をし、村民側に立ちながらよりよい除染等を求めてまいりたいというふうに考えております。

なお、ご質問の中に、国は生活圏内が1マイクロシーベルトを超えれば、再除染対象として回答しているとの内容がありますが、国は生活圏内が1マイクロシーベルトを超えれば再除染対象にするとは明言しておりませんので、ご承知おきいただきたいと思います。生活圏内の1マイクロシーベルトは、村が国の除染実施に当たり、当面年間5ミリシーベルト以下時間当たり1マイクロシーベルト以下になるよう村が定めた除染の目標値でありますので、ご理解をお願いします。なお、長期的には国も村も追加被ばく線量年間当たり1ミリシーベルトをこれからも目指していくということに変わりはございません。

それから、村の政策全般についてというご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

質問の前段で、移住・定住・交流に関してというのがございます。ただいま長正議員のご質問でもお答えしましたように、移住・定住・交流推進対策室という専門部署を設けまして、新しい施策の制度設計、事業検討を行っているところであります。これは、ご存じのようにもともと6,000人いた人口だったのが、これから1,000人あるいは1,500になるのかということですので、村に戻った人だけでという話ではないのでということで、ネットワークのむらづくり、あるいはその流れとして移住・定住・交流をいうことでございます。具体的な検討内容としては、移住・定住者のための宅地分譲、これは草野小学校の前の敷地、もともと分譲ということで進めていたところであります。それから、家賃補助制度の創設、これは村に来ていただいて、何かを事業を興したいという方は、ある程度

生活を保障しますので、しっかりと村の状況を見ていただいて、何か事業を興していただければということでもあります。それに、村に住みたい人が短期間村に住んで、ちょっと様子を見てみたいという方は、村の暮らしを体験する体験住宅というのも今回の事業予算の中に挙げさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、村に家や宅地を持つ人のうち、貸したい、または売りたいというのは、先ほども話がありましたように、情報提供を空き家バンク的な制度でこれから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、今後は、これら制度や村の魅力を記載した冊子や映像による紹介なども有効かなということで、それらを全国に広く移住・定住・交流の希望者を募って、移住・定住・交流人口の増を図っていききたいと、このようにも考えているところであります。

2つ目のところで、復興事業と計画、財源であります。財源についてのご心配をいただきまして、ありがとうございます。まず、ハード事業では深谷地区の復興拠点において、これから道の駅の裏に子供のための屋内運動施設と交流広場整備を行う予定で、今計画を立てているところでございます。それから、花卉栽培ハウスが今建ったところでございますが、これからであります。村営住宅、集会所整備、これが深谷地区もありますし、飯樋地区の桶地内復興住宅及び集会所整備も計画に載せているところでございます。また、学校周辺では、小学校用の体育館や屋内プール、敷地内の外構工事等の引き続きの工事がありますし、スポーツ公園の整備も今やっているところであります。それから、学校西側に整備予定のパークゴルフ場整備も、設計なども今年度実施予定でございます。また、ご存じのように、農用地の基盤整備やいちばん館、まぐさの家のリフォームなど、あるいは学校のリフォームなど、事業が目白押しでございます。

次に、ソフト事業としては、村民の帰村を支援するいつとき帰宅バス、これはどこまで補助を出していただけるかというのがありますが、それからお帰りなさい補助金、村独自のものでありましたし、あと自治会の活動助成、あるいは解散したときには同窓会の助成、村民の継続的な自主活動を支援する心の復興事業、これは国のほうの事業でございますが、そんなソフト事業を今進めているところであります。事業の財源につきましては、大部分が福島再生加速化交付金などの国の補助金、交付金によるものであり、その他ふるさと納税を主な財源とする陽はまた昇る基金などを充当しているところでございます。なお、補助残の村負担分については、震災復興特別交付税などで賄いながら、健全財政運営にこれからも努めて事業を行っていかねばならないし、いるところでございます。

次に、この財政運営であります。このことについては、私も大変真剣に考えているところであります。村公共施設全体の維持管理経費については、震災前の平成22年度の決算額で約2億円がかかっていた、ということでもあります。復興事業により道の駅まぐさ館、交流センター、葬儀所、飯野町団地などを整備しておりますが、現在のところ村公共施設全体で、約ですが、これから1年過ぎた段階でいろいろ出していただいて、無駄なところ、あるいは節約できるところをきちんとやっていくと、その話をずっとしておりますので、2億円よりはふえるかなという気がいたしますが、一方で節約するところも出てきますから、約2億2,000万円ぐらいの維持管理経費がかかっていくのではないかと試算をしてい

るところでございまして、何とか2,000万円そこそこの増でやっていく段取りをしていかないと大変だなと思っているところでもあります。減少する収入額への対策としては、もう今までも言ってきましたように、大火山太陽光発電、深谷復興拠点の太陽光発電の売電収入など、新たな財源を維持管理経費に充てて、村財政負担の軽減を図っていきたいと考えております。

なお、震災前の予算になったときに、村の財政運営はできるかのご質問であります、現在平成33年度から37年度までの中期財政計画を検討しております。つまり、今のところは復興期間でありますので、その中で行って平成33年から37年、つまり5年間、今まで飯館村は第1、第2、第3、第4、第5と10年計画であります、なかなか長期では見通しがきかないのではないかと。もっと短期の中でしっかりと計画を立てていくべきではないかということで、平成33年から37年までの中期財政計画を検討しておりまして、ことしの9月、もしくは12月あたりまである程度まだ雑駁かもしれませんが、議会などにご説明できればと考えておりますので、またその折にいろいろご意見をいただければと、このように思っているところでもあります。

以上でございます。その他は担当のほうからお答えさせていただきます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、1点目の村内の環境整備について、2つほど項目ございますが、関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

まず、1点目の1項目の街路灯の件ですが、道路交通の安全性と快適性を向上させるために、現地調査などを踏まえて、街路灯の整備を年次計画を立て行ってきたところであり、具体的には、商業地区内の主要道、それから住宅地区内の主要道路に、333基を設置し、平成29年度にこの街路灯についてはLED化を図っているところでもあります。

次に、防犯を目的に防犯灯の整備ですが、住宅地区内の道路50メートルの間隔で、402基を設置し、同様の事業にてLED化を図ってきております。なお、行政区からの新設や増設要望については、平成29年度に防犯灯が22基の設置、現在村では735基を管理しておりまして、年間電気代が200万円ほどかかっている状況であります。今後においても、村民の帰還状況や帰還場所などを点検しながら、行政区長さんなどとも連携し、必要な箇所については年次計画によって設置に向けて取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

次に、2項目めの携帯電話の不通話地域の関係であります。村の生活環境整備のうち、携帯電話不通話地域の解消については、帰村に向けての課題として大変重要であると認識をしております。長引く避難生活において、多くの村民が固定電話から携帯電話、あるいはスマートフォンに切りかえている現状でありますので、不通話地域に住む村民は、連絡に支障を来す、あるいは緊急事態が起きたときに、大変困るとこういうことであると思っております。村では、この対策のために今年の4月の第1回目の行政区長会議の中で、各区長さんに地域内の各行政区の地域内の不通話世帯の調査を依頼しております。その調査結果は、今月末までというふうになっておりまして、まとめ次第この結果をもとに国や県、携帯電話会社、何社かありますが、携帯電話会社に対し、通信用の鉄塔あるいは電波の増幅器など、不通話地域の解消に必要な設備装置とその財源確保について、要望をして

まいりたいと。これが実現するように、あらゆる手段を通じて要望活動に努めてまいります。

以上であります。

教育長（中井田 榮君） 私からは、3点目の子供たちの被ばくの対応について、お答えをいたします。

ご質問にありましたガラスバッチにつきましては、過去に村でも検討した経過がありますが、ガラスバッチは積算線量をはかるには有効ですが、時間や日時、行動との相関が把握できないとの理由から、本村においてはDシャトルによる計測を採用しております。このことを踏まえ、さきのご質問にもお答えしましたが、教育委員会としましては子供たちの被ばく線量の把握について、個人線量Dシャトルを全職員とスクールバス運転手及び助手に携帯していただき、学校の行動範囲での線量把握に努めております。

子供たちに直接持たせない理由としましては、個人線量計は首から下げて携帯するものですので、子供たちの飛んだりはねたりといった運動や行動に支障がないよう、安全のため、また破損や紛失といったことも考慮し、子供たちと行動をとともにしている教職員とスクールバス職員に持たせ、間接的ではありますが被ばく線量の把握に努めているところであります。

被ばく線量につきましては、4月26日から5月21日の期間中の結果は、平均線量率が1時間当たり0.07マイクロシーベルトから0.15マイクロシーベルト、推定年間線量が0.61ミリシーベルトから1.31ミリシーベルトの範囲にあるとの結果であります。なお、現在は、教職員に持たせての間接的把握としておりますが、直接子供に持たせたいという保護者の意向があれば対応可能ですが、当面はさきに述べました安全性を考慮し、教職員に持たせての把握を継続したいと考えております。放射線につきましては、今後も定期的に線量率の把握を行い、園児、児童、生徒及び保護者の不安解消に努めてまいります。

以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の5の産業・工業・商業の取り組みについて、お答えいたします。

おただしの村の広大な自然を利用した農林業に固持しない、人を呼び込む、物流を生む観光地となり得るべき取り組みであります。この取り組みは本村の復興再生のために欠くことのできない産業の再建と考えております。産業の再建については、平成27年6月17日付で策定したいいたてまでの復興計画第5版の取り組みの5本柱の中で、第4生活産業再建を牽引する拠点と担い手づくり、第5の村の再生と村民の生活・なりわいの再建として位置づけており、村ではこの計画に基づいてこれまで各種の事業を展開してきたところです。

具体的には、生活・産業再建を牽引する拠点については、深谷地区を復興拠点エリアに位置づけて、道の駅までい館を整備することにより、文字どおりの復興の中心地として多くの人を呼び込み、物流を生んでいるところです。また、現在までい館の北側エリアには、憩いや健康づくり、さらには交流、イベントの場としての公園等の整備を進めているところであり、さらなる交流人口の増加、新たな観光地化につながるものと考えております。

また、担い手づくりと村の再生と村民の生活・なりわいの再建を強力に進めるための取り組みとして、までの村陽はまた昇る基金を原資とした交付金制度を平成29年度から運用開始をしておりますが、この交付金事業により、いまだ帰村していない方、帰村できない方においても、村にかかわり続ける取り組みが生まれており、ネットワーク型のむらづくりの一端を担う村内での生きがいの再生、なりわいの再建に徐々にではあるものの、着実につながってきているものと考えております。

なお、これらの取り組みの結果として少数ながらも村への参入を希望する企業、法人等が出てきておりますので、各担当課において丁寧な対応に努めているところでございます。今後村としては、帰村した住民はもとより、移住・定住・交流事業を推進しながら、村にかかわり続ける住民や新たに村にかかわる方、企業法人等による自主的な産業、なりわいの再建を推進していきたいと考えております。

以上であります。

5 番（高橋和幸君） 1 番の村内の環境整備についてですけれども、私が求めていた大体の回答をしていただいて、さほど再質問する予定はないんですけれども、ただ私もこういう職業になりまして、実家から福島間の行き来がふえて、ときに関沢、ときに飯樋、ときに松塚を通るんですけれども、やっぱり今示された設置数に比べては全然通っていて暗く感じるんです。なので、今後も帰村している村民のため、また新たに帰村したいと思ってもらえるように、村民をふやすためにも、今後もしっかりとした対応をしていてもらいたいと、これについては思います。

あと、電気料に関してなんですけれども、年間約200万円の電気料を支払っておりますとありましたが、これは今後また設置数がふえれば、金額もふえることだと思われませんが、これは太陽光とかの発電の売電から行っているのか、それとも村の何かしらの財政から支払っているのかをお伺いします。

住民課長（細川 亨君） 街路灯、防犯灯の電気料については、村費から出ておりまして、科目は諸費のほうから出ております。年間200万円ということですが、昨年度防犯灯管理組合から村のほうに管理が移行された分がありますので、平成30年度の決算予定は年度当初の300万円ぐらいが年間の主要電気料となっていく見込みでございます。

以上です。

5 番（高橋和幸君） 2 番の除染後の不安払拭に向けての取り組みについてですけれども、ちょっと済みません、私の問い方が多分誤っていたので、国は生活圏内が1マイクロシーベルトを超えれば再除染対象にするとは明言しておりませんというのは、多分自分の問い方が悪かったと思うんですけれども、環境省職員が生活圏内1マイクロシーベルト以上もしあるのであれば、要望要請があれば、面的フォローアップ除染もしますという回答を得たので、そういった場合役場とかに村民の方、住民の方から問い合わせなどがあれば、面的フォローアップとか、そういうのをやっていただけるのかどうかというのをお聞きします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おたただしいたように、答弁の中でもお話ししておりますが、村としては時間当たり1マイクロシーベルト以下を目指すということで、現在までの除染を進めてきたということで、おおよそはゼロ台に来ているのかなと思っているので

ですが、やはり場所によっては1マイクロを超えているところもあるというふうに聞いておりますので、そうなった場合、まずは現地を見ながら、あとは所有者、地権者の方と相談しながら、何が原因なのかを環境省に調べていただいて、場所を除染すること、フォローアップ除染することで下がるのかどうかも検討しながら、前向きに今現在検討しているということでもあります。ですから、1マイクロシーベルト以上だということでは全てがゼロ台になるという部分ではなくて、いろんな検討をしながら、確認をしながら、進めさせていただいているという状況は、現実的にあります。

以上であります。

5 番（高橋和幸君） 今の除染に関してのことなんですけれども、それは今生活圏内とあと20メートルまで除染が終えましたけれども、村として除染を終えたところを定期的な間隔はちょっと1年か半年かわからないですけれども、そういう定期的な視野を持って、村として取り組んでいくのか、それとも村民から、いや、はかってみたら1あったよとか、そういうことがなければ動いてもらえないのかをお聞きしたいんですけれども。

復興対策課長（中川喜昭君） いわゆる除染が終わって、あとは2年、3年過ぎた中で状況的にも変化する部分もあるのかなと思っております。そういう状況、村独自でモニタリング調査全面的に詳細モニタリング等やればよろしいのかなと思うんですが、やはり人的に難しいという部分もあり、あと財政的な部分もあるものですから、その辺については国と協議をしながら、例えば1年後すぐではなくて、2年、3年後ある程度期間が過ぎた中で、詳細モニタリングをして、その中でまたそういう箇所を見つけるといふ部分のほうがよろしいのかなと思って、今国とはそのような方向で協議をしているという状況であります。

今、実際に29年の除染が終わって、30年にも残っている部分があるものですから、それらについては詳細モニタリングをしていただくという部分ありますので、もし今村民の方がもしちょっと調べてもらいたいなという部分があれば、すぐさま対応ができるかなというふうに思っているところであります。

以上であります。

5 番（高橋和幸君） 今の件についてはわかりましたけれども、例えばお知らせ版とか、線量が幾らあるんだろうかなど不安な声もある方もいるようですので、お知らせ版とかで線量計の貸し出しをしますとか、そういうこともやってもいいのかなと思いますので、それをちょっと提案としてさせていただきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 村としては、貸し出しの簡易式の線量計は持っておりますので、貸し付けは常にできるようにしております。ただ、サーベイメーター式ですね、マイク式のやつはやはり使い方がまちまちにしますと、適正な数値が出ないという部分がありますので、一応村民の方々には簡易式をお貸しして、それでももっと詳細知りたいんだというときには、うちの職員がHIで調べるというような対応をしているところでございます。

以上であります。

5 番（高橋和幸君） 次、子供たちの健康管理の徹底についてなんですけれども、飯館村の将来を担うであろう子供たちの放射線からの最小限の被ばくリスクを考えますと、現実を知るためには物的証拠が一番効果があると思いますし、保護者への安心・安全の周知と理解

を含めて、また子供たちにも通学する上で安心・安全を知ってもらうためにも、現実、現状把握の理念から、うちの子も福島市なんですけれども、ちょっと学校行っていて住所がこっちにあるということで、最初断られたんですけれども、役場に問い合わせたオーケーをもらって、個人線量計をもらえるようになったみたいなので、今教育長の言った答弁の内容の不安面、紛失だったり、破損だったり、それは確かにあると思うんですけれども、うちのほうも会津に3年間、いたときに個人線量計もらってしまして、小さくても扱えますし、破損とか紛失のおそれはありますけれども、運動時に外してくださいとか、いろいろ対応をしてやっていたので、私個人としては線量計の配布を強く推奨するんですけれども、いかがなお考えでしょうか。

教育長（中井 榮君） 今ご質問ありましたように、福島市の線量計につきましては、以前お話ありましたので、取り寄せてみましたけれども、個人線量計のガラスバッチを平成23年度から実施しているようでありまして、今年度においても希望のある方については、貸し出しをしますよというようなことでのご通知だったというふうに確認をしました。先ほどお答えしましたように、村としましてはさきの議会のご質問でも、通学路、さらに学校の中、学校の周辺ですね、どのような線量になっているのかというようなご質問があって、環境省とも相談をしてそのような形で学校の中、学校の回り、さらにDシャトルをそれぞれ運転手と助手の方にも持っていて、さらに先生方にも持っていて、線量ををはかった結果、あのような基準値以下の線量になっているということでありますので、今後ともこのような形で測定は続けますけれども、今の形でこれからも続けて、慎重に安全・安心を保護者の皆様にはお伝えしていきたいと考えております。

5 番（高橋和幸君） 今教育長が申されたとおり、今後も村民の安心・安全のためにしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、また教育委員会としてはというご返答でしたけれども、行政側から言わなければ多分保護者は言ってこないと思いますので、保護者ないし中学生以上とかはアンケートをとるとか、そういう実施もしていったらいいのではないかと思います。

それと、次に村の政策全般に対してですけれども、復興事業、道の駅までい館のことが書いてありますけれども、現時点での収支決算報告書等上げることは可能でしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 道の駅までい館につきましては、指定管理者制度で今運営をしていただいているということで、会社、株式会社になっておりまして、一応年度の区切りが4月、3月期ということでありまして、平成29年度におきましては8月から営業を開始しておりまして、3月末で決算という形になっておりまして、今精算をしていただいているところで、今月の16日だと思ったんですが、株式会社までいガーデンビレッジいいたての株主総会がありますので、その時点で公表されるというふうに思っております。でありますので、今の段階では公表できない状況であります。

以上であります。

5 番（高橋和幸君） 産業・工業・商業の取り組みについてなんですけれども、飯舘村の基盤も農業、工業、商業、そして林業で成り立ってきたわけですが、原発事故によって帰還宣言されても現在のような村内の現状下においては、これまでのように個々の力だけでは職

及び地域活性化は難しく、これからは6次産業化も視野に入れた力を合わせた取り組みが必要であると考えますけれども、それらについて行政としての見解をお伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、これからの産業についてはあらゆる分野に挑戦するというものが必要かというふうに思っております。昨年度末、避難指示解除になりまして、村民の方々がどのような動きをするのかなというふうに思っておりました。国、県、あと村からの補助金等で農業、商業のほうの支援をしてきた中を見ますと、やはり農家の方々ですと、新たな作物をつくるというよりは、やはり震災前につくった作物をつくりたいという声があります。というのは、やはり新たなものになってそれこそ風評被害が今背中に背負っている状況でどうなっていくかわからないという不安があるようであります。ただ、震災前につくっていた花とか米とか野菜とかだと、ある程度自分が自信を持ってつくれるという底力的なものを持っているということで、再開しようとする作物が、やはりそういう作物が多いという状況であります。

そういうことで、村があえてこういう作物をつくってはと誘導するよりは、農家の方々、あとは商業の方々も震災前から継続している業種が多いですから、そういうところに支援をすべきかなということで進めてきましたが、これからを見ますと先ほどの答弁の中でもお話ししましたように、戻って来られる方、あと今いろいろ考えている方いろいろおりまして、なかなか人口が、帰村する人がふえない中では、やはり村に来ていただくという部分が一番いいのかなと、交流人口をふやすのが一番いいのかなと、その中で移住・定住という部分も生まれてくるのかなという部分では、新たな部分としては農業もしかりでもありますし、あと今おただしいただいた特産品をつくってみて、それを新たな村の目玉にするというのが必要かなということで、実は道の駅の運営会社にお問い合わせしながら、昨年度から特産品、スープという部分を村内でつくった作物を使つての商品化を今年度も目指すということで動いております。一步一步でありますけれども、できるところからやっていきたいというふうに思っているところでありますので、もし議員のほうも何かいろんな提案の部分があれば、お聞かせいただければというふうに思っております。

以上であります。

5番（高橋和幸君） 今のとおり、もともとある村の基盤産業、これを強化していく、助けていくということは非常に大事だと思われまますけれども、ある程度の分野においては、手助け及び取り組みもこれは必要不可欠ではないかと思われまます。企業誘致、先ほどありましたけれども、企業誘致などの雇用の創出、バイオマス発電、自然と水を利用した養殖等々、採算性から考えますと、これまでの建物とか事業、そういう採算性のとれる事業に当てはまっていないわけですから、新たなことに挑戦することとか、勇気も今決断される時期ではないかと思われまますけれども、これらを考えて現実味を帯びた見解をお伺いします。

副村長（門馬伸市君） 全くご指摘のとおりだと思います。これから財源の確保というのは、村にとっても、村民にとっても大切な分野です。ですので、既存の事業に頼りながらということでは、なかなか先が見通せない状況になるというふうに思いますが、やはり入ってくる金額、収入があつて、歳出が伴うものですから、とりあえずは入ってくる財源をいかに確保するかということで、補助金とか何かは別にしても、村独自のそういう財源をどう

やって確保していくかということだと思います。もちろん税収も大切な分野でありますけれども、そういう新たなベンチャー企業とか、そういうのを村に呼び込むということは、今提案のあったとおり、私らも大切なことだと思っていますので、十分その点に配慮しながら、財源の確保に努めていきたいと思っています。

5 番（高橋和幸君） 産業・工業・商業について、簡単に6次化と言いますが、私よりも全然役場の方々のほうが詳しくお知りだと思いますので、メリット、デメリット、コストの面、いろいろ問題はあると思いますが、村主導のもと村民に利益が還元される仕組みづくりを切にお願いしまして、私の一般質問はこれで終わりにしたいと思います。

議長（菅野新一君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時41分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月12日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 相 良 弘

同 会議録署名議員 長 正 利 - ○

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎 ○

平成30年6月13日

平成30年第4回飯舘村議会定例会会議録（第3号）



平成30年第4回飯舘村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成30年6月13日（水曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場					
開閉会の日	開議	平成30年6月13日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	平成30年6月13日 午前10時57分				
応（不応） 招議及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 7名 欠席 2名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐 藤 健 太	△	2	長 正 利 一	○
	3	佐 藤 一 郎	○	4	高 橋 孝 雄	○
	5	高 橋 和 幸	○	6	渡 邊 計	○
	7	佐 藤 八 郎	○	8		
	9	相 良 弘	△	10	菅 野 新 一	○
署名議員	4番 高 橋 孝 雄		5番 高 橋 和 幸		6番 渡 邊 計	
職務出席者	事務局長 但 野 正 行		書 記 高 橋 由 香		書 記 松 本 義 之	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	菅 野 典 雄	○	副 村 長	門 馬 伸 市	○
	総 務 課 長	高 橋 正 文	○	住 民 課 長	細 川 亨	○
	健康福祉課長	齊 藤 修 一	○	復興対策課長	中 川 喜 昭	○
	建 設 課 長	高 橋 祐 一	○	教 育 課 長	村 山 宏 行	○
	教 育 長	中 井 田 榮	○	代表監査委員	高 橋 賢 治	○
	生涯学習課長	藤 井 一 彦	○	農業委員会 局 長	石 井 秀 徳	○
	農業委員会 会長	菅 野 宗 夫	○	選挙管理委員 会 長	高 橋 正 文	○
議 事 日 程						
別紙のとおり						
事 件						
別紙のとおり						
会議の経過						
別紙のとおり						

平成30年6月13日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順6番）
- 日程第 3 平成30年請願第1号 土地の売買仮契約撤回に関する請願書
- 日程第 4 平成30年陳情第2号 避難村民自治組織の新規設立承認の陳情書
- 日程第 5 平成30年陳情第3号 住民意向調査の実施を要望する陳情書

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員 7 名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

総務文教常任委員長より平成30年請願第 1 号、平成30年陳情第 2 号並びに第 3 号審査結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、9 番相良 弘副議長から欠席の届け出がありました。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4 番 高橋孝雄君、5 番 高橋和幸君、6 番 渡邊 計君を指名します。

◎日程第 2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第 2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1 番 佐藤健太君は本日、本会議に欠席のため、佐藤健太君からの一般質問は無効となります。

3 番 佐藤一郎君の発言を許します。

3 番（佐藤一郎君） おはようございます。

今回の一般質問は 3 月の定例議会でも質問しました村の重点施策の進め方について 1 点に絞ってご質問いたします。

質問に入る前に、先日震災により津波を受けた東北地方の復興事業のテレビを見ました。内容は今震災を受けた東北地方で震災時に計画された復興計画についてこれでよかったのか、何人戻ってくるのか、復興計画に愛着が感じられないといった現象が各地で起きているものでした。高い津波が来たから防波堤を高く、住宅は高台にと今までのコミュニティーや景観は無視され、時間がないからと安全性・効率性を求める計画になり、住民の話し合いができないまま計画が進んできたという内容です。

村においてはどうか。私は今までの村の施策を非難するつもりはありません。むしろ、他市町村よりよりやってきたと思いますし、菅野村長を初め議会も職員も村民挙げて一丸となってやってきたと思っています。しかし、私は今回の飯舘校の村立化には反対しました。私はこんなに考え、悩んで、迷ったことは今までありませんでした。牛の世話をしている、トラクターに乗っている、何をやってもです。私は村民の声を聞いて

て回りました。村の次の方向性は、次の施策は、次の事業はどうあるべきか真剣に考えました。私は村の施策は村の基盤である農地を守り生産性基盤を再整備して生産性を上げ、所得を上げることだと思ったからです。そのことが先祖代々農地を守りこの震災前に美しい村連合加盟したことも表彰されたことにもつながっていくことと考えたからです。私たちは子孫にわたり今あるトンバグをなくし土地田畑を守り、次の世代にバトンタッチする責任があります。そのためには復興期間の切れる32年度までに急いで次の復興重点施策に入れ、村長がみずから旗振り役を粘り強くやらないと農地は守れないと思います。役場も役場の組織もその対応を見越して農政第一係、第二係、農林土木、建設課と厚い布陣をしているかと思いますので、そこで質問ですが、復興計画に愛着が湧いて自分たちの計画にするため20行政区で話し合い、行政区ごとの土地利用計画などさらに施策ごと分野別に村の総合計画づくり、20行政区ごとの計画づくりもあわせて前倒しをして早急に進めるべきだと思うが、その具体的な取り組みと手順を伺うものであります。前にも質問して積極的に取り組んでいる人を対象に4分の3事業として生きがい事業で対応していく答弁は以前いただいておりますので、そうではなく、村が挙げて取り組み方を伺うものであります。

以上、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

村長（菅野典雄君） 3番佐藤一郎議員の質問にお答えをさせていただきます。

質問の趣旨は村の重点施策の進め方をということでございます。村ではこの次の総合振興計画について平成33年度から5年間という計画をやっていこうとこのように考えている話、きのうもしたところでございます。飯舘村は第1次、第2次、第3次、第4、第5と総合振興計画を進めてきたわけですが、第4次と第5次の振興計画はそれぞれ行政区における計画もつくらせていただいて、村の計画にあわせてつくるというスタイルをとってきたところであります。ある意味では村独自であり、また他のモデルにもなっている計画をつくったわけですが、今度はそういう意味では第6次総合振興計画、ただし10年計画ではなく5年の計画とこういうことであります。

計画策定に当たっては2年間程度の期間がこれまでかかっておりましたので、早ければ33年度からのスタートということになりますと31年度、つまり来年度早々にこの計画のつくりに着手していかなければならないとこのように考えているところであります。策定方法の想定では約9割の方が避難生活を継続する厳しい状況ではありますが、行政区ごとに村民によるワークショップを行い、村民みずから自分たちの地域をどうしていったらいいのかということを考えていただきたいと思います。村は分野別の整理も検討しながら、全体計画策定を進めまして村民のアイデア、あるいは情熱、そういうものをうまく生かされるようなワークショップなどを開催したり、あるいは進めていくのに村としてお手伝いをするという方向になって今までいましたし、これからもそうしていきたいと思っております。

なお、土地利用計画については総合振興計画と一体的なものでありますので、あわせて土地利用も検討してまいりたいと思っております。また、その2年間のつくる過程で中間報告会なども開催をし、あるいは全体計画及び他の地域での検討状況などについて情報を共

有しながら、さらにそれぞれいいものをつくっていくという最終のまとめに導いていきたいとこのように思っております。

震災前とは大きく環境が変わっている中でありまして、地域の将来を考えることは決して簡単ではないなと思っておりますが、村づくりは人づくりでありますので、計画策定に多くの村民の方がかかわっていただくことにより地域への愛着もさらに深めていくものと思っております。村民の目指す地域づくりが実践できるよう、村も準備を進めてまいりますので議員各位もそれぞれの地区でも、そしてそれ以上村全体のことについても大局的に考えるという視点でご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げて答弁にさせていただきます。以上です。

3 番（佐藤一郎君） 再質問をいたします。

私は各施策について細部にわたって伺うつもりはありません。私の地区、大倉に約30年前できた真野ダム事業を経験してきました。その事業により120戸あった世帯は33戸です。2割しか残らなかったのですが、補償と賠償の違いはあっても多くの人たちが大倉を離れていく現実を見てきました。私たちは大倉に残りましたが、移転していった多くの人は大倉に農地や山林を所有し、移転当時は大倉を忘れられないと言っても移転先の暮らしがあるわけでありまして、この30年余りの歳月は容易ではなかったという思いでいっぱいです。戸数は少ないながらも区長を初め各組織一丸となって精いっぱい粘り強く歩んできました。ですから、私が言いたいのは補償と賠償の違いはあってもこれからの村内で起きることは大倉で経験したように村に住んでいない村民が多くの農地山林を保有するわけでありまして、これから美しい村を残したい、残していくためには話し合いを行い、どうしたら農地山林を守り協力してもらえるか。その準備と対策を復興期間中に国県の支援をいただきながらスタートさせないと村の農地は絶対に守ることはできないと思います。私は今まで村長が進めてきた総合振興計画をつくりながら話し合いをして、人を育て、計画を実施する手法がいいと思っています。急がば回れ、です。もう一度村長の覚悟を伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 今ご質問いただいたように、飯舘村はここ20年以上それぞれの行政区がいかに関わるところは自分たちで考えてもらい、汗を流してもらうということが必要だと。こんな手法をずっととってきたところであります。ある意味ではそれが評価されて、総務大臣賞をもらっているわけでもありますけれども、そういう意味で今回の避難のときにも20行政区その単位でいろいろ動きましょ、あるいは区分けをしましょとこんなことをさせてきたところであります。そういう意味では、皆さん方がそれぞれにどこに住もうとも自分たちの行政区ということにかなりの愛着を持っていたのではないかなと思いますから、先ほどお話がありましたように120軒が20%の33軒になった。これに類するのが今回の全村避難という7年、8年の全村避難の形ですから、またここで大変な激減といいますか戸数の減、あるいは地区の形が変わるとこういう行政区の形が変わるということがあるだろうと思いますが、先ほどくどくなりますが、地区に対する考え方はここ20年以上コツコツとやってきたものがそれぞれの人の心に私は宿っていると思いますから、大変ではあります、この行政区も巻き込んだ村の5年間の計画ということに

なるのではないかなという気がします。

ただ、一番大切なことは現実を見てできるだけ柔軟に物事を考えるということでありま
す。今までこうだったからこうだという話だけをしていたのでは、多分進まないだろうな
とこんなふうに思っています。それからもう一つ、いつも言っていることですけれども、
できるだけ相手の立場にも立ちながら物事を考えていくということをどうこれから皆さ
ん方と共有できるかというのが大切な課題ではないかなという気がします。みんなそれぞ
れ自分は大切でありますし、あるいはそれぞれの地区も大切でありましようけれども、少
なくとも自分のところだけという言い方、あるいは自分だけという考え方からは決して復
興なり新しい村づくりは進まないとこのように思っていますので、その仕掛けをどうい
う形でしていくかというのがこれから我々に与えられた課題、あるいは皆さんと一緒にや
っていくことではないかなとこのように思っていますので、心意気になったかどうかわかり
ませんが、そんなことで来年から第6次の計画に着手をしていきたいと思っていますので、ど
うぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

3番（佐藤一郎君） 大変再々質問ということでしつこいようですが、村長には残す2年間復
興期間中にぜひ村全体の総合計画を立て、国に重点事業を要望し、そしてまた人を育て、
お金も残し、次の世代にバトンタッチができるようこれが我々の責任だと思いますが、も
う一度村長に伺います。

村長（菅野典雄君） ずっと村長になって以来、我々のふるさとであります。ですから、村に
戻ってきていただいた方もたまたまいろいろな事情で村から離れられた方もふるさとがな
くなっていいはずは全くございませんから、飯舘村、幸いに合併せずに飯舘村という形で
残った、残せた、皆さん方の力で。それがあったからこそ今この大変な避難生活が乗り切
ってこられたとこのように思っていますので、そのところもみんなで考えれば必ずいい
形で第6次計画がつくれるものと思っていますので、私一人でつくれるものでもございま
せんので、皆さん方と一緒に頑張ってつくっていく。そのプロセスが私は大切だとこのよ
うに思っているところであります。以上です。

3番（佐藤一郎君） いろいろ答弁、再々質問ということでしました。しかしながら、これか
ら復興していくにはこの計画を前倒してやらなければならないと思います。私も粘り強
く質問をしてまいります。

以上で私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで佐藤一郎君の一般質問を終わります。

◎日程第3、平成30年請願第1号 土地の売買仮契約撤回に関する請願書

議長（菅野新一君） 日程第3、平成30年請願第1号 土地の売買仮契約撤回に関する請願書
の件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました請願第1号 土地の売買仮契
約撤回に関する請願書について、5月7日及び18日並びに29日に委員会を開き、慎重に審議
しました。その審査の結果について報告します。

本請願の趣旨は、土地売買仮契約時に村が示した図面どおりの施設建設ではなく、一方

的に変更されたことで住民環境が悪化しているために仮契約を破棄し、住居環境を守ることと仮契約時と実際に建設された施設がなぜ違うのか、経過と理由について説明を村へ要求してほしいとの願意であります。

審査の結果、今回の事件は村の復興拠点として道の駅を初め花卉栽培施設等が整備される予定であります。売買契約は正当に行われていることと現在の状況を見ると契約の破棄については公益性、実現性に欠き、契約の妥当性についての判断は議会の権限を越えるものであります。しかし一方、村の誠意ある対応と丁寧な説明により近隣住民の理解を促すよう努力をすべきであることは必要と考えます。よって、請願の趣旨には住民との対話について一部は理解できることから、一部採択すべきものとするに決した次第であります。

以上、報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから平成30年請願第1号 土地の売買仮契約撤回に関する請願書の件を採択します。

平成30年請願第1号に対する委員長の報告は一部採択です。本請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、平成30年請願第1号は委員長の報告のとおり一部採択とすることに決定しました。

◎日程第4、平成30年陳情第2号 避難村民自治組織の新規設立承認の陳情書

議長（菅野新一君） 日程第4、平成30年陳情第2号 避難村民自治組織の新規設立承認の陳情書の件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました陳情第2号 避難村民自治組織の新規設立承認の陳情について、6月8日委員会を開き、慎重に審査をしました。

その結果について報告します。

本陳情の趣旨は、避難先で村民同士の親睦、情報交換、共有の場などを提供する避難村民自治組織を避難指示解除後であっても新規設立を認めることとの願意であります。

審査の結果、平成29年3月に村の大部分で避難指示が解除され、帰村される方もふえております。それにより、現在の仮設住宅等の自治組織も解散し、減少している状況にあります。今は戻れない方、戻らない方が自立していくことが必要で、村民のつながり、意見を聞く手段として自治組織にこだわるべきではないと判断しました。

よって、陳情の趣旨には沿いがたく、不採択すべきものとするに決した次第であり

ます。

以上、報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

佐藤八郎君。

7 番（佐藤八郎君） 陳情書の内容を読み、私なりに考えますと、飯舘村は現在避難指示解除後の避難村民自治組織の設立を認めていませんというのがあって、認めないとしているならば、どういう自治組織を村は目指してここの陳情者が言うような今は戻れないけれども子育て終わったりいろいろな仕事の関係でやがて村の復興の原動力になりたいという人たちの自治組織を設立したいという思いにどう応えようと村はしているのかを委員会でどのように調査されたのか伺っておきます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） 委員会ではこの文章の内容に沿って調査というか審査審議したわけでございます。以上です。

7 番（佐藤八郎君） 内容だと村は自治組織設立を認めていないから新たな自治組織はだめなんだということなのか、村が今仮設やいろいろな仮設以外の自治組織があるものを期限を切っているとか完全にどこからの時点では自治組織の存在すら認めないとしたのか。その辺の調査はどう委員会としてされて、今の判断に至ったのかを聞いているんです。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） その調査については、してはございません。まず副議長が、委員である副議長が欠席、そして3委員の中でこれを審議したわけであります。

7 番（佐藤八郎君） 委員長に申し上げますけれども、そういう実態なり村の姿勢をきちんと確認した上で飯舘村民たる陳情者の思いにどう応えていくというのが議会の役割責任なので、きょうはきょうで報告を今しましたけれども、最終日に向けてもう一度協議をお願いしたいんですけれども。村からも事情を聞いて。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩いたします。

（午前10時36分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前10時37分）

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） それでは、先ほどの最後に本会議といいますか15日に報告してはということですが、総務委員会に付託された案件なので、これを尊重するようにどうかお願いをしたいという思いです。

議長（菅野新一君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 佐藤八郎君。

7 番（佐藤八郎君） ただいま飯舘村避難村民自治組織の新規設立承認の陳情書について付託された委員会の委員長から報告を受けましたけれども、先ほど質問をいたしましたところ、村のあり方、今後の飯舘村の復興の原動力の一つになる若者を含めた熱心に村を心配している方々の新たな自治組織については全く認めないという委員会報告でしたので、私は逆ではないか。しからば、今の自治組織が飯舘村の20行政区と避難地の各仮設の自治組織、仮設を越えた自治組織と現状をどう総括され、今後の飯舘村復興の原動力に結びつけていくのかという点で私には今の委員長報告からは見えないので、この陳情書に基づいて理解をした結果、私は今の委員長報告には反対するものであります。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから平成30年陳情第2号 避難村民自治組織の新規設立の承認の陳情書の件を採決します。

平成30年陳情第2号に対する委員長の報告は不採択です。この採決は起立によって行います。本請願は委員長の報告のとおり不採択をすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。よって、平成30年陳情第2号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

◎日程第5、平成30年陳情第3号 住民意向調査の実施を要望する陳情書

議長（菅野新一君） 日程第5、平成30年陳情第3号 住民意向調査の実施を要望する陳情書の件を議題とします。

審査の結果については委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました陳情第3号 住民意向調査の実施を要望する陳情書について、6月8日委員会を開き、慎重に審議をしました。

その審議の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、平成24年度より継続的に行っていった住民意向調査の早期実施を求めると、住民意向調査の対象者を世帯代表だけでなく16歳以上の村民全員とすることとの願意であります。

審査の結果、平成29年3月に村の大部分で避難指示が解除され、従前の調査を踏襲するところへの疑問と他の被災市町村を見ても解除後は行っていないところが多い状況です。アンケート内容についても飯舘村・県・復興庁の共同実施となるもので、従来のアンケートが基本となります。アンケート回答率についても半数以下ということもあり、このアンケート結果が今後の村政に生かされるのかという疑問を感じます。よって、陳情の趣旨には沿いがたく、不採択とすべきものであると決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

7 番（佐藤八郎君） 趣旨にある早期実施を求めますということ、さらには世帯代表でなくて

世帯主だけではなく16歳以上の自分できちんと考えてアンケート書ける方を対象として求めてアンケートをお願いしたいという内容なので、このことが委員会として意向調査をとることが早期にする必要はないとする理由と、世帯主以外の16歳以上の方から住民意向調査することがよくないという2つの理由をお伺いしておきます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） まず、その理由についてはこのアンケート自体が復興庁の質問というかそういう内容のものが多く、アンケートに反映されないということから判断した次第です。以上です。

6番（渡邊 計君） この意向調査、村県復興庁主体でずっとやってきたわけですが、これに対して今回どうしてやらなかったのか。村県復興庁には問い合わせはしたのか、やらなかった理由。そして、今いただいたお話の中で住民意向調査、回答率が低いので当てにはならない、そういうお答えありましたが、では意向調査始まってからの年度別に何%だったのか全て調査したのでしょうか。

それから、2番に対しての16歳以上ということですが、私村議になる前、村にこういう意向調査をしろと要望しましたがやらしてもらえず、私たち個人で2度ほどやりました。その中でもこういう意見が若い人たちからも答えられるようにすべきだという要望は私たちにも結構あったわけでありまして、意向調査、解除したからいいというわけではなく、ここに書いてあるとおり、今後の生活環境の改善、そういうものに関してのもっと話をすべきでありますし、住民意向調査のアンケート内容を復興庁主体ということですが、このアンケートの内容には村も県も一緒になって質問事項を考えております。ところが、今委員長からはそれを否定するような答えでしたが、その辺はどうなっているのでしょうか。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま質問ありましたが、村から聴取したのではなく委員の中でアンケートの内容についてある程度事務局からも伺いました。そういうことから判断したわけでございますし、また、アンケート自体が村の質問部分が少ない。意にかなっていない質問が多い、毎回同じ、そういうこともありまして判断した次第です。以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。（「答えていない」「答えていないよ」「私にも答えなかったけど」の声あり）

6番（渡邊 計君） アンケート調査結果のパーセンテージが低かった。24年度からずっとやっていたなら24年度から28年度まで毎年のアンケート調査の結果は調査済みなのか。そこを答えていない。それから、復興庁関係のアンケートが多かった。何年から何年までに關しての復興庁のアンケート調査を調査した上でそういう結論になったのかお答えください。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） まず、アンケートについては29年度から村は実施していないということを知ったわけでございます。あと、もう1点についてはその24年度からの調査は行ってはおりません。

6番（渡邊 計君） 今委員長はアンケートの回答率が低いと先ほどおっしゃったわけですよ。ですから、それはいつが低かったのか、実際であるならば24年度から始めたなら24年度から28年度までのアンケートのパーセンテージ全て羅列しなければならないはずですし、村

側がやっていないということは村になぜ今回やらなかったのか、それは聞き取りしなければならぬはずであります。それをしないで単に委員会だけの話で何の書類調査書類もない中でやったとこれはおかしいのではないのでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

（午前10時52分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前10時53分）

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） 先ほどの20年度以降のアンケートについて調査しているのかということで、調査はしておりません。あと、調査の回答率であります50%を下回っております。また、16歳以上の村民全員ということになりますと復興庁でこれを認めるわけにはいかないということでもありますので、どうかこのところをご理解を願いたいと思います。先ほども申しましたとおり、総務委員会に付託された案件でありますので、尊重されるようお願いします。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

議長（菅野新一君） 渡邊 計君。

6番（渡邊 計君） 今委員長の調査報告に関していろいろありましたけれども、調査するに当たる資料もなし、そういう中でまた村や県、環境省、復興庁が行った調査に対して29年度行わなかったそういう調査もしない。そして、調査資料もないという中で結論に至ったことに関しては私は納得いきません。これに関しては私は反対するものであります。以上。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから平成30年陳情第3号 住民意向調査の実施を要望する陳情書の件を採決します。

平成30年陳情第3号に対する委員長の報告は不採択であります。この採決は起立によって行います。本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数。よって、平成30年陳情第2号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

（午前10時57分）



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月13日

飯 館 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 高橋孝雄

同 会議録署名議員 高橋和幸

同 会議録署名議員 渡邊 討



平成30年6月15日

平成30年第4回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

平成30年第4回飯舘村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	平成30年6月15日（金曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成30年6月15日 午前10時00分				
	閉会	平成30年6月15日 午前11時29分				
応（不応）及び 招議出席議員並 出席議員に欠席議員 出席8名 欠席1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐 藤 健 太	△	2	長 正 利 一	○
	3	佐 藤 一 郎	○	4	高 橋 孝 雄	○
	5	高 橋 和 幸	○	6	渡 邊 計	○
	7	佐 藤 八 郎	○	8		
	9	相 良 弘	○	10	菅 野 新 一	○
署名議員	7番 佐 藤 八 郎		9番 相 良 弘		2番 長 正 利 一	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高 橋 由 香		書記 庄 司 伸 也	
地方自治法第121条の 規定によるため 説明した者の 氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	菅 野 典 雄	○	副 村 長	門 馬 伸 市	○
	総 務 課 長	愛 澤 伸 一	○	住 民 課 長	細 川 亨	○
	健康福祉課長	齋 藤 修 一	○	復興対策課長	中 川 喜 昭	○
	建 設 課 長	高 橋 祐 一	○	教 育 課 長	村 山 宏 行	○
	教 育 長	中 井 田 榮	○	代表監査委員	高 橋 賢 治	○
	生涯学習課長	藤 井 一 彦	○	農業委員会局長	石 井 秀 徳	○
	農業委員会会長	菅 野 宗 夫	○	選挙管理委員会書記長	高 橋 正 文	○
	選挙管理委員会 委 員 長	高 野 京 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年6月15日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 2 号 深谷復興拠点整備に係る住民理解の促進に関する意見書（案）
- 日程第 4 議案第44号 平成30年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第45号 平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第46号 平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第47号 平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第48号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第49号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第50号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第51号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第52号 桶地内団地建替工事請負契約について
- 日程第13 議案第53号 飯舘村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更について
- 日程第14 議案第54号 飯舘村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更について
- 日程第15 議案第55号 飯舘村スポーツ公園整備事業（土木）請負契約の変更について
- 日程第16 議案第56号 大倉辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第17 議案第57号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第58号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第59号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第60号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第61号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第62号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 議案第63号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第25 閉会中の継続審査の件
- 日程第26 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第27 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員 8 名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程、村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本日、村長から人事案件 8 件が追加送付されております。

次に、平成30年発委第 2 号「深谷復興拠点整備に係る住民理解の促進に関する意見書（案）」が総務文教委員長より提出されています。

次に、産業厚生常任委員会並びに総務文教常任委員会から合同所管事務調査について、お手元に配付のとおり報告されています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり報告されています。

次に、会期中の議長公務についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本日議会運営委員会が本日の議事日程等、議会運営協議のため開催されております。以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7 番 佐藤八郎君、9 番 相良弘君、2 番 長正利一君を指名します。

◎日程第 2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第 2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第57号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。飯舘村飯樋字西原20番地赤石澤忠則君を飯舘村農業委員会の委員として任命したいので、その同意を求めるものでございます。

次に、議案第58号は、これも飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。この方は飯舘村長泥字長泥740番地の鳴原新一君を飯舘村農業委員会の委員として任命したいので、その同意を求めるものであります。

議案第59号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、飯舘村比曾字中比曾200番地の菅野啓一君を飯舘村農業委員会の委員として任命したいので、その同意を求めるものであります。

議案第60号も農業委員会の同意を求めるものでございまして、飯舘村深谷字長橋77番地原田直志君を飯舘村農業委員会の委員として任命したいので、その同意を求めるものがあります。

議案第61号も農業委員会の同意を求めるものでありまして、委員の同意を求めるものでありまして、飯舘村二枚橋字町106番地西尾ツネさんを飯舘村農業委員会の委員として任命したいので、その同意を求めるものであります。

議案第62号であります、飯舘村松塚字松塚65番地の山田 豊君を飯舘村農業委員会の委員として任命したいので、その同意を求めるものであります。

議案第63号は最後の農業委員会委員の任命でございます。飯舘村小宮字沼平7番地2渡邊里子さんを飯舘村農業委員会の委員として任命したいので、その同意を求めるものがあります。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。飯舘村草野字大坂205番地佐藤峯夫君を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、その意見を求めるものでございます。

以上が今回提出しました追加議案の概要でございます。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第3、平成30年発委第2号 深谷復興拠点整備に係る住民理解の促進に関する意見書
(案)

議長（菅野新一君） 日程第3、平成30年発委第2号 深谷復興拠点整備にかかわる住民理解の促進に関する意見書（案）を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました平成30年発委第2号 深谷復興拠点整備に係る住民理解の促進に関する意見書の提出について提案します。

一昨日決議しました平成30年請願第1号 土地の売買契約撤回に関する請願書の一部採択を受け、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

提出の理由としましては、平成26年度から飯舘村の復興拠点として整備が進められている地区において、その整備計画について一部の住民の理解を得ないまま工事が進み現在に至っていることから、今後は丁寧な説明と対話の姿勢を求めるため村へ意見書を提出するものであります。

平成30年6月15日付 飯舘村議会議長菅野新一、飯舘村村長宛てであります。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

討論を省略します。

これから平成30年発委第2号 深谷復興拠点整備にかかわる住民理解の促進に関する意見書（案）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、平成30年発委第2号 深谷復興拠点にかかる住民理解の促進に関する意見書(案)は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第44号 平成30年度飯舘村一般会計補正予算(第2号)

議長(菅野新一君) 日程第4、議案第44号平成30年度飯舘村一般会計補正予算(2号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

6番(渡邊 計君) 補正予算23ページの伐採支障木処理業務、イグネのことという説明でありましたが、これは今後恐らく集積だと思うんですが、集積場所及び今後これで2度目だと思うんですが今後このイグネ残量はどのぐらいあるのかお聞かせください。

復興対策課長(中川喜昭君) 今おただしのとおり、イグネの処理ということでの事業でございます。それで、先行5行政区、二枚橋・須萱、白石、前田とこちらについては単費ではありましたが村の農地に保管している状況ですが、今回交付金活用がある程度進められる状況になったということで、今後3カ年計画でイグネの処理をしていきたいということでございます。それで、国との協議の中ではイグネの考え方、御存じのことと思いますが、除染の際に村民から家周りにある針葉樹の木がそのまま残されたのではそこに放射性物質があつて安心して戻れないということから、村から国に要望する中で除染という作業の中でのイグネ伐採という形を認めていただいたところでございます。それで、本数的には10万本近くあつて材積では1万立方程度でございますけれども、これらの処理についてはとりあえず環境省との契約の中では個人のものとして保管してくださいというそれぞれ補償をいただく中でやってきた状況であります。今回帰村に当たって住宅周りに保管されている部分で帰村の妨げになっている、あとは保管状況がかなり年数も経過して劣化している状況で2次被害が出るという部分もあったものですから、交付金の活用で行うということでもあります。それで、今残っておりますが在籍で8,000程度でございます。以上であります。(「集積の場所、どこに持っていくのか」の声あり)

それで、交付金で国との考え方はそれぞれの保管している場所から今のところの計画では大火山の前官舎等あった場所に集めまして、そこでチップ化をして、そこから今のところ蕨平の仮設焼却炉で焼却をするという流れで今国とは協議をしているところであります。以上であります。

6番(渡邊 計君) 今残量が8,000立方メートルでいいんですか。何か今残量ちょっと……。9,700立方メートル残っているということね。それで、前回北前田にも大分集積していると思うんですが、これらに関してもチップ化して蕨平焼却炉で燃やすのか、あとこの9,700平方メートル残っているのが今後もチップ化して燃やす場合、蕨平の焼却炉の中であそこが稼働している間に間に合うのかどうか。その辺はいかがでしょう。

復興対策課長(中川喜昭君) まず1点目、前に単費で運んでいる部分の処理であります。今国との協議の中では家周りにあることによって帰還が妨げられているという理由で交付金活用をお願いしているところもありますので、前に運んだところはある程度農地の場所ということもありますので、その妨げという部分から外れるという状況であります。

ただ、そこに将来ずっと置くわけにもいきませんので、今後国とそれらも対応してもらいようにお話をしていきたいと思っております。あと、焼却施設での処理という部分で、今環境省とはその辺について協議をして、期間内にできるか、あとはできないかの部分も含めて今協議をさせていただいているところであります。以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君） 何点か伺っておきます。17ページにおける文書広報費郵便料638万3,000円、内訳はどのようになっているのか。19ページにおける……。積立金の帰還環境整備交付金基金元金ということでもありますけれども、それぞれの内容と金額とこの基金をどのように活用して成果を求めるのか。23ページの農業振興費ライスセンター建設のための予算、委託業務と整備工事とありますけれども、完成後の体制なり委託先なりどのように考えられておられるのか。23ページにおける工事請負費農業用排水路、あとはため池のほうの排水路施設ですけれども、このことについては内訳と場所と、あと今回該当しない地域なり水路についてはどのように今後考えていらっしゃるのか。25ページにおける観光費の道の駅関係、工事請負費と備品購入費ということであるんですけれども、その辺の内訳と27ページにおける教育総務費の需用費の消耗費、たしか運動着とかシューズとかのお話でしたけれども、これは村内における園や学校のみなのか、村に住所のある子供全員なのか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） まず1点目の17ページの郵便料の内容ということでございます。これは送る対象がふるさと納税者を主に送るという予定をしております。送るものは震災の記録誌でございます。内容につきましてはレターパックで1万6,000通を送付するという内容になっております。ただし、このレターパックに詰める封入料も込みで638万3,000円の内容であります。

続いて19ページの積立金、基金の元金積立金の内訳でございますが、数多くの事業がございますが、主なものを5つ、大きいものを5つ申し上げます。まず営農再開支援水利事業費の事業費として4億9,824万円、2つ目が農業基盤整備事業、これの積み立てが6億5,867万2,000円、もう一つがライスセンターの造成事業費として9,406万3,000円、簡易水道監視設備事業費として5,514万1,000円、もう一つが桶地内住宅整備事業ということで事業費です。飯樋の住宅の事業費として2億5,886万8,000円、あと残りの金額については数事業ございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは23ページのライスセンターについてお答えいたします。

ライスセンターにつきましては、3月に全員協議会でお話ししておりますが、今回計上させていただいている部分、委託料ではライスセンターの整備設計等、あとは設備関係、敷地造成関係等々の設計業務で5,600万円ほど計上させていただいております。工事請負費につきましては、今回ライスセンターの敷地造成という形で計上させていただいております。延べ床面積が、面積が、造成面積が5,931平方メートルになる予定であります。あと、完成後の委託先といいますかこれについてはJAとの運営母体になっていただくということで貸し付け先を考えているところであります。以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 私からは23ページの工事請負費農業用排水施設補修工事というところ

ろで1億7,069万1,000円ですが、これについては説明でもありましたように、新たな6行政区、伊丹沢、飯樋町、前田・八和木、大久保・外内、上飯樋、前田という中で、ため池は10カ所で堰が説明で15カ所と言いましたが13カ所です。ポンプが2カ所というところで、場所的には今の6行政区の中ではありますが、まずため池関係、ため池に関しては伊丹沢の山田のため池、飯樋町の鳶巣のため池、滝下のため池、あとは高森と言いまして大久保・外内にあるため池、上飯樋の名の入、大火第1、あとは前田です。広平第1、第2、小山田、平吾入という形で10カ所になっております。堰、頭首工であります、頭首工については飯樋町です。飯樋川についています飯樋町の堰、あとは八和木川については2カ所ほどあります。割木に1カ所ということと、上飯樋で残りの堰の飯樋川を中心とした修繕を行うという形になっております。揚水機に関しましては伊丹沢の山田地内に2カ所という形で、その改修を行うという計画になっております。これ以外の地区という形になりますが、とりあえずこの6行政区の中ではいろいろな調査をした中でこの施設についてのみという形で、今は進んでおります。ほかの行政区に関しましては、現在二枚橋・須萱、松塚、やっているとことについては昨年、一昨年から実施をしております進めているというところで、それ以外の行政区に関しては作付計画を立てた中で新たな申請をした中で施設の改修修繕等を行っていきたいと考えております。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほどの答弁で25ページの道の駅のご質問抜けておりましたので、お答えさせていただきます。25ページの工事請負費であります、までい館のブロック補修工事につきましては除雪等で破損した境界ブロックが数カ所ありますので、これの再設置工事ということであります。2点目の冷蔵庫設置工事で1,000万円ほどであります、運営をする中でストックする冷蔵庫的なもの、店内にはございますが容量が小さいということでちょっと大き目の冷蔵庫を設置したいということでまず冷蔵庫設置工事ではありますが、設置場所については敷地内にある倉庫の中を利用して設置をしていきたいと思っております。保管する品物であります、農家の方々が出していただいた生花、あとは農産物の野菜関係、あとは厨房関係で使う食材等をこの冷蔵庫の中で保管をする。生花と食材は保管する温度が違いますので、2種類の冷蔵庫を入れていきたいと考えております。備品購入であります、これもこちらは冷凍庫を購入するということで、こちらは屋外の据え置きタイプで考えておりました、冷蔵庫を買って設置をするという部分での備品購入という形であります。こちらは冷凍庫ということで、コンビニの揚げ物の冷凍とかレジの脇によくありますが、ああいう揚げ物などのものを置く。あと冷凍食品も保管するというので今回冷蔵庫と冷凍庫の設置をするということでございます。以上であります。

教育課長（村山宏行君） 26ページ、27ページ、教育費の教育総務費事務局の需用費についてのご質問でございますが、今回計上させていただいたのは来春、それから来年の入園入学を含む、また2学期以降の増加について対応するために計上させていただきました。ご質問のこの分について、村に通う子だけなのかということでございますが、村の園、それから小中学校に通う児童生徒の分のみでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君） 19ページの積立金の内訳、議長から資料で出していただけるようお願いしたいのと、この元金をどういうふうに出すのかというのを伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） この環境整備交付金というのは基金事業とその他の事業という2通りございまして、この元金をまず基金に積み立てるという事業については、例えば2カ年にわたるような事業についてはこの基金事業で1回基金に積み立てて事業実施の年に繰り入れる、一般会計にもう一回繰り入れてその事業費に充てるという元金の積み立てであります。その他の事業につきましては、そのまま歳入で受けて現年度の事業費に充てる、通常の補助金の流れになっています。基金については数カ年にわたる場合のようなものを想定して基金事業として実施しております。

7番（佐藤八郎君） ライスセンター、JAに完成した設備云々やるということですが、ライスセンターそのものの運営は前にもちょっと説明はもらったかもしれませんが、確立した、経営的にどうの云々はわかりませんが、運営上大丈夫な体制になっていくのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回加速化交付金を活用するという事で工事関係、村で発注する状況であります、この内容については全て農協からの要望という形で村が交付金を使うということでの事業主体になるという形でありまして、現在までの村長・副村長等にも含めまして農協とはその経営的な部分、運営的な部分の協議もさせていただいております。あとは規模決定についても当初の水稻が300ヘクタールぐらいつくりたいという農協の考えがあったんですが、協議をする中でなかなか難しいのではないかとということで規模も200ヘクタールに下げたという経過もございます。そういう意味では今おたまたまあった運営なり経営的な部分、これは農協に委ねていく部分もありますが、村としても農業振興といいますかそういう部分でも一緒にやっていきたいという考えもしておりますので、今後共同という形での話になっていくかと思っております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 工事請負費の水路と説明がありましたけれども、それも議長から後で資料提出をお願いしたいのと、残された地区、6行政区以外に対しての申し込みとか呼びかけとかそういうものはどうされていらっしゃるのかされるのか。

建設課長（高橋祐一君） 残っている地区に関しましては復興対策課の農政のほうと一緒に進めておりまして、作付計画というところで計画を立てていく。その中で必要な水路施設等の整備をしていくということで、現在10行政区残っているわけですが除いた形で今その作付計画をめぐり取り組んでいるという状況であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありますか。

7番（佐藤八郎君） 25ページの備品購入で冷蔵庫、冷凍庫、セブンイレブン用なんですか道の駅用なんですか兼用して使うものなのか。もしセブンイレブン用のみだったらこれからセブンイレブンで必要とするものは永遠と村がお金を出していくのか。その辺伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 冷凍庫ということで、コンビニのもののということでありますが、道の駅自体の中にコンビニも入って一つの組織になっているという形になっておりますので、今答弁でコンビニの分という話をしましたが、道の駅全体で使える冷凍庫、あとは工事請負の冷蔵庫と考えているところでございます。以上であります。

7 番（佐藤八郎君） 必要あれば道の駅とセブンイレブン同体なのでこれからも公費支出は続くという理解でいいということですね。

消耗品、運動着シューズは来春と途中から入ってくる園児なり児童のためのものだという話で、あくまでも村に施設された園や学校に入園する、入学する対象だということで、それ以外の村民の子供たちには何ら無関係な予算だということですね。

教育課長（村山宏行君） 今回要望しております部分につきましては、ご指摘のとおり村の分だけということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありますか。

ただいま佐藤八郎君からの資料請求がありました。資料については後で提出をお願いします。

2 番（長正利一君） 21ページの上段の8の報償費の200万円、一般報償で敬老会で使うということでその中には千昌夫呼んでやるんだという総務課長のお話ありましたが、千昌夫に200万円なんですか。敬老会総体で200万円なんですか。

総務課長（高橋正文君） これは今おただしのとおり敬老会の出演者の総体的な経費ということで200万円計上させていただいた。

2 番（長正利一君） 千昌夫さんも有名で老人の方にとっても知名度はあってよいと思いますけれども、飯館出身で歌手になっている方、本当に私はいいかと思いますけれども、この千昌夫に至った何か参考的な意見が理由を聞かせていただければと。

総務課長（高橋正文君） 敬老会の出演者につきましては、今議員からお話がありましたように千昌夫さんだけでなくこれからのプログラムの設計になりますので、村出身の方の出演等も検討させていただきたいと思います。千昌夫さんは前回も公民館にいらしていただいて、歌を歌っていただいたというお付き合いもございますので、その辺の関係からこの候補に挙げられたということかと思っています。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号平成30年度飯館村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（菅野新一君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(菅野新一君) 起立多数。お座りください。よって、議案第44号平成30年度飯舘村一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第45号 平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議長(菅野新一君) 日程第5、議案第45号平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから議案第45号平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第46号 平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議長(菅野新一君) 日程第6、議案第46号平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

6番(渡邊 計君) 65ページの簡易水道監視設備等整備工事積算業務の中で、何かヨウ素に関してもという説明があったんですけども、ヨウ素というのは半減期8時間で本当に1週間10日でなくなるものなんですけれども、今さらヨウ素の話を出してきたということは村としてはいまだにヨウ素そういう放射性物質が飛んできているという認識でこのヨウ素という言葉を出したのか。その辺はいかがなものでしょうか。

総務課長(高橋正文君) ヨウ素と私例を挙げてご説明いたしましたが、23年当時簡水からヨウ素が出たという経過もございましたので、これから入るということは考えておりませんが、もしそういう物質が入った場合はそういうものもこの監視装置で検出できるということでお話をさせていただきました。

6番(渡邊 計君) セシウムとか半減期が30年とかそういうもののたとえならわかりますけれども、半減期8時間、そういうものでたとえは当時は見つかったわけなんですけれども、今現在になればヨウ素などというものは今現在も東電から出ていなければ関係ない物質でありますので、その辺はきっちりと説明の上でしていかないと誤解を得る面が多いのではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

総務課長(高橋正文君) 誤解があったとすれば引用が不適切であったかと思いますが、今後原発の事故というのは全く考えてはおりませんけれども、そういう場合も考えて当時の

例を出させていただきました。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第47号 平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第47号平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第48号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第48号飯舘村使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号飯舘村使用料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしを認めます。よって、議案第48号飯舘村使用料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第49号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第9、議案第49号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) ただいまの状況の中では村民が減免措置があるので余り問題とされない部分ありますけれども、1人当たりになれば大分本年度については負担額がふえているわけですが、前に全国1、2の高額な負担だという話題にも新聞報道にもなったことありますけれども、この金額ではどの位置になるんでしょう。

住民課長(細川 亨君) まだ平成30年度の本算定ということで他市町村の状況はまだ知りかねますが、当時、平成26年度は確かに1人当たりの保険料は15万円だった状況でございます。今回は12万円ということで、今相双管内で調査はしておりますが、まだ何番目という部分ではわからない状況でありますので答弁は状況的にはわからないということになります。

7番(佐藤八郎君) 先ほど言いましたように、減免措置があるので今あれですけれども、措置がなくなったときの対応、基本的な考え方、本年度1人当たり12万834円という負担になっていくとかなり大変な負担になるのではないかなと思うんですけれども、まして対象者数もいろいろ変化してくるので、その辺の考え方を伺っておきます。

住民課長(細川 亨君) ただいまの国保の基金、準備基金の残高が1億5,000万円ほどあります。このような基金も活用しながら、なおかつ今後広域化ということで将来的には県内どこに行っても同じ保険料になっていくという状況でありますから、そこに至るまで国保の財政基盤ということで安定化を図るために基金を繰り入れして少しずつ負担を平準化しようということが必要なことと考えております。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから議案第49号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第50号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を

改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第10、議案第50号東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第51号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第51号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。原案は本案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第52号 桶地内団地建替工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第12、議案第52号桶地内団地建替工事請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 52号から55まで請負工事があるわけですが、それぞれ一括でお聞きしたいんですが、工事期間はいつからいつの予定になっているのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 私からは52号の桶地内団地建替工事ですが、議会の議決から3日経過後ですが、来年の3月29日までの工期で考えております。31年3月29日になっています。

7番（佐藤八郎君） 草野大谷地も含め桶内、今度団地ということなんですけれども、今全国的な公営住宅というかこの建設費、どのぐらいのことになっているのか。飯館の工事ずっと見ているといろいろな部分がプラスされて、1戸当たりになれば相当な金額になっているのかなと、土地代含めていろいろ。かなり他の全国的な市町村に比べて高額になっているのかなと自分としては思っているんですけれども、どの状況にあるのかお知らせ願いたい。

建設課長（高橋祐一君） 全国的な工事費ということですが、県内の情報としまして工事の発注形態もさまざまでありまして、村としては直営で委託をして工事を発注するという方法をとっております。県内では買い取りという方法もとっているのが主流になっていました。そういう中で、買い取りというメリットであればですが、それについては一式業者をお願いして工事完了までお願いをするということで、そういう管理費の部分での経費が安くなってきているというところでありまして、直営の場合については県の場合だと自分のところで工事管理をするという形になりますが、村の場合でありますと技術的な部分から工事管理費ということで委託で発注しております。そういう中で、なかなか土地の用地買収費まではなかなか難しいのではあるんですが、造成と建築工事という部分で見ますと、木造という部分を県内で抜粋させていただきました。そういう中でいくと建築だけで考えれば2,300万円から1戸当たり2,500万円という数字にはなっておりますが、造成工事を含めてきますと3,000万円から3,200万円という県の数字が出ております。

それに対して村であります、建築工事に関しては2,500万円から3,000万円ぐらいということで、桶地内はちょうど3,000万円という形で高い状況にはなっております。その造成工事を含めた形でいきますと、今まで大谷地の1期が2,800万円が一番安い数字になっております。桶地内は約3,300万円ということで金額がちょっと高い状況にはなっております。その要因としましては、先ほど言った発注形態の部分と、あとは断熱効果の部分があるかと思えます。通常県で決められた地域区分がありますが、村の場合については寒冷地という形になっていまして断熱材が多少厚くなってきているという部分があります。それと、後の維持管理、メンテナンス、ランニングコストを考えたときに断熱効果、高气密断熱という中でそのコストを削減するという意味で若干そういうところにお金がかかっているという状況であります。

あとは、労務、資材単価というところで県の工事に関しては70棟とか100棟とか大規模な工事での見積もりをとっております。村の場合については8戸とか15戸という数字の見積もりをとっていますので、そういうところで見積もり単価の差が出てきていると思われれます。あとは、外構的な部分であります、飯館村の場合については敷地的には余裕を持った敷地での整備計画になっています。そういう中で外構的な部分についてもほかのところに比べると高い傾向にあるのかなという状況であります。

7 番（佐藤八郎君）　きのう原子力発電所廃炉を見通した発言があったように、自然エネルギーの転換ということでもありますけれども、村の住宅なり道の駅含めて最近の箱物の建設の中で自然エネルギーの太陽光初めその他断熱効果云々ありましたけれども、基本的にどういう考え方をし、その住宅地のものは住宅地の屋根なり太陽光のもので電気料賄うとか、そういうどんな考えを基本にしているのか。どうも屋根はいっぱいあるけれども、太陽光は一部には上がるのかな、今回の場合は。そういう点での自然エネルギー、再生可能なエネルギーについての考え方はどういうふうにされているのか伺っておきます。

建設課長（高橋祐一君）　住宅関係で申しますと、今回の桶地内に関して、あと草野の大谷地の集会所関係につきましては公共施設という部分で太陽光の県の補助を活用しております。ただ、普通の住宅という形になりますとなかなかその補助の活用ができない、収益的な部分もあるのでフルの対応がなかなかできない状況であります。そういう中で、住宅関係については太陽光、そういう自然エネルギーを活用した住宅は現在のところありませんが、先ほど言いましたように、高気密高断熱という部分で、あとはLEDとかオール電化という形で村の住宅の中心としては断熱効果です。それによって冬期間、夏場の冷暖房の経費を浮かすという今方向で進んでおります。

議長（菅野新一君）　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　討論なしと認めます。

これから議案第52号桶地内団地建替工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　異議なしを認めます。よって、議案第52号桶地内団地建替工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第53号　飯舘村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更について

議長（菅野新一君）　日程第13、議案第53号飯舘村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

6 番（渡邊　計君）　この工事に関しても工事期間はいつまでなのかお伺いいたします。

教育課長（村山宏行君）　7月末ということで工期をとっております。

6 番（渡邊　計君）　7月末ということですが、夏休みいっぱいいっぱい入ったすぐぐらいという期間もあるんでしょうが、この変更工事の中で校舎の大規模工事の中でダクト貫通部のパネル入れかえ工事費というのもきのう説明あったんですけれども、これらに関してダクト82カ所、そういう説明があったんですが、授業とかそういうものに差しさわり

あるのではないかなと思うんですが、その辺のところはどうなっておるのか。それと、もう一つ、大分学校に関しては変更変更大分重なってきたんですが、これが最終変更なのかどうか。その辺もご確認をいたします。

教育長（中井田 榮君） 学校に関しましては、本当に議員の皆様にはご心配をかけ大分変更させていただきましてありがとうございます。おかげさまで、今回が最終で仕上げをやっているものですからよろしくをお願いをしたいと思います。さらに、ダクトの問題につきましては授業に問題のないように進めたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号飯館村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしを認めます。よって、議案第53号飯館村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第54号 飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第14、議案第54号飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） これも工事期間同じかと思われるんですが、一応工事期間ときのうの全協の説明の中で一部施工終わっているということが説明あったんですが、これら全体の工事期間とこの施行済みの工事に関していつからいつまで工事していたのかその期間をお知らせください。

教育長（中井田 榮君） 全員協議会でもご説明をさせていただきましたけれども、ご承知のとおり、4月1日に開校をとということもありましたので、全協でご説明させていただきましたように、開校を優先をさせていただいて仮使用を福島県と業者に出させていたでいて、ご了解をいただいて進めてきたものでありまして、まだ一部工事中断ありますけれども、全員協議会でもご指摘を受けましたが、体育館で開校式をやったものですから地震において床下の板が揺れたものですからねじが外れているということで、そのビスどめをさらにしなければならぬということなのでその辺は事前にやらせていただいたということもありまして、議員からもきちっと手続をしてというご指摘も受けましたけれども、開校もあって、さらに時間差もあったわけでありまして、その辺ご指摘はそのと

おりでありますので、これからも注意をしながら進めたいと思いますのでご理解をいただければと思います。以上です。

申しわけありません。工期につきましてはいずれも第1も第2も第4も繰り越しでやっているものですから、7月末の工期で今度の8月12日のグラントオープンには間に合わせるような形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6番（渡邊 計君） 施工済みが4月1日までやったということによろしいですか。

この補正予算が上がってくる前に施工したということは順番が普通から言えばあつてはならないことでありますし、私もOB数名に聞きましたが専決処分ができたのではないかと金額的にもそんな多くなければ。私も実際そのように思いますし、また、ひどい言葉で今の議会なめられているのではないかとそういう言葉もいただきました。そこで、なぜ専決処分をしなかったのか。それと、2点目として万が一予算が通らなかった場合242万7,000円分の施工済み工事ですが、予算通らなかった場合どこからどうやって金を持ってきて支払うのか、どういう考えだったのか。そして、村長もこれが施工済みであるということは確認済みだったのか。その3点について伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） 全員協議会でもご理解をお願いしたいということで学校再開について急いで仕上げてきたというのもありまして、開校に本当に間に合わせて4月1日から学校を再開をするということもありましたので、ご指摘のとおりきちとした手順をしながら進めなければならないというのは重々わかっていたわけでありまして、教育委員会で、私のほうで体育館の地震のときに220本のアンカーが地震で揺れて抜けていたということもわかりまして、開校を進めるに当たってその辺をきちとやらないと安全性上もありますのでその辺は優先をして、さらに今工事中でありますのであわせて今回の手順と一緒に書類を出ささせていただきましたのでご理解をいただければと思います。手順をご指摘のやらなければならないかったというのは大変申しわけなく思っております。申しわけありませんでした。以上です。

村長（菅野典雄君） その件、全協で知ったことですが、最終的に私の責任でございますのでまさにやってはいけないということでございますので、今後しっかりしたいと思います。わかっているれば専決でご承知のとおりやればよかったなと思っております。これからは細部にわたってしっかりと点検をしていきたいと思っております。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 正当に言えば予算が通過しなかった場合は出せないとなります。今教育長からいろいろ言いわけじみたことを話しましたが、いずれにしてもやってはいけないことであります。まさしく予算のないところで発注はできないんですね。ですから、十分この件については今までも注意をしながら予算のないところの発注はできないということは全庁的に話はしてきました。ですので、起きてしまいましたので今後二度とこういうことのないように全庁的に指示指導したいと思っております。大変申しわけありませんでした。

6番（渡邊 計君） 今予算のないところでやってはいけない。ただ、これやってしまったんですから、工事業者には支払わなければならない。例えば予算通らなかった場合、それをどうするのかと聞いたんですけれども、そして今村長、副村長から謝罪の言葉ありま

したけれども、謝罪の言葉で済まされるだけのことなのか。大変今後の予算に関してもずっとあと引きずるようになる。あのとき通したのではないか。謝罪だけで終わったのではないか。それが延々と今後続く可能性もあるわけなんです。そこで、行政側の長としての責任はどのようにしてとられるつもりなのか。それとまた今途中だったんだけど、予算が通らなかったら業者はやってしまった。それはどうやって支払うのか、それをもう一度お聞かせください。

村長（菅野典雄君） こういうことが永遠に続くという話はないという話は今全庁的に指示をするとこういう話でありました。責任の取り方、いろいろあるだろうとは思いますが、十二分に考えてまたの議会に私なりの責任の取り方がどんな形がいいのか、また次の議会にお答えをさせていただきたいとこのように思っています。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7 番（佐藤八郎君） 今渡邊議員からも再三ありましたけれども、震災当時から何回かいろいろあるんですけれども、行政執行のマニュアル点検チェック含めて全体にどうなのかなとこんなことはないんだろうと思ったら今回あったので、副村長言われるように危機管理的に内面でも非常に大変なことだと思うんですけれども、金額の大きさとか云々ではないですね。やった行為そのものがどうなのかなという不信を行政執行に対して抱くような問題なので、きちっとそこは今村長は今後において十分な反省も含めマニュアルなり点検の仕方も含めてやるということなので、その辺を二度と起きないきちんとした対応策を要求をしておきます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号飯舘村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（菅野新一君） この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数。お座りください。

よって、議案第54号飯舘村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第55号 飯舘村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第15、議案第55号飯舘村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

6 番（渡邊 計君） 確認のため、これも工事期間と最終変更なのかどうか。

教育長（中井田 榮君） いずれも第2ダクト同じく今回最終の変更でありまして、工事期間は7月末ということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号飯館村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号飯館村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第56号 大倉辺地に係る総合整備計画の変更について

議長（菅野新一君） 日程第16、議案第56号大倉辺地にかかわる総合整備計画の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号大倉辺地にかかわる総合整備計画の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号大倉辺地にかかわる総合整備計画の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第57号 飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第17、議案第57号飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第57号飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎日程第18、議案第58号 飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(菅野新一君) 日程第18、議案第58号飯館村農業委員会委員の任命につきの同意を求めることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第58号飯館村農業委員会委員の任命につきの同意を求めることについては採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号飯館村農業委員会委員の任命につきの同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎日程第19、議案第59号 飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(菅野新一君) 第19、議案第59号飯館村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第59号飯館村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについて採決をします。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号飯館村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎日程第20、議案第60号 議案第60号飯館村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについて

議長(菅野新一君) 日程第20号、議案第60号飯館村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしを認めます。

討論を省略します。

これから議案第60号飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎日程第21、議案第61号 飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについて

議長(菅野新一君) 日程第21、議案第61号飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第61号飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎日程第22、議案第62号 飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについて

議長(菅野新一君) 日程第22、議案第62号飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしを認めます。

討論を省略します。

これから議案第62号飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎日程第23、議案第63号 飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについて

議長(菅野新一君) 日程第23、議案第63号飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第63号飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号飯舘村農業委員会委員会の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎日程第24、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(菅野新一君) 日程第24、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についての件は同意することに決定しました。

◎日程第25、閉会中の継続審査の件

議長(菅野新一君) 日程第25、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から会期規則75条の規定によりお手元に配りました申し出書どおり、地方自治法第109条の第2第4項の規定に事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎日程第26、閉会中の所管事務調査の件

議長(菅野新一君) 日程第26、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会、産業厚生委員会の各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申し出書どおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出どおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第27、議員派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件についてはお手元に配りましたとおり派遣することにした
いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとお
り派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回飯館村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時29分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月15日

飯 館 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

同 会議録署名議員 相 良 弘

同 会議録署名議員 長 正 利 一